

富士市建設工事監督検査実務要覧

I 監督検査規程、執行規則

- ・監督規程編
- ・検査規程編
- ・執行規則編



令和 6 年

富士市契約検査課監修

I 監督検査規程、執行規則 - 目次 -

1 監督規程編	頁
・富士市建設工事監督規程	1
・監督規程第7条に定める書類の様式	3
・監督規程の運用について	14
・富士市建設工事監督実施要領	15
・監督実施要領 別表第1 (監督体制)	16
・監督実施要領 別表第2 (監督業務)	17
・富士市建設工事執行規則及び富士市建設工事請負契約約款 に基づく監督員及び受注者の業務	19
(業務解説)	21
・監督業務の手引き	71
・監督技術基準(土木工事、建築・設備工事)	80
・土木工事監督技術基準及び 建築・設備工事監督技術基準の運用について	82
・受検体制	83
2 検査規程編	
・富士市建設工事検査規程	85
・検査規程第3条に定める検査体制	89
・検査規程第6条に基づく修補取扱基準	92
・検査規程第7条に定める様式(検査復命書等)	93
・検査規程第9条に定める資料の様式(検査依頼書等)	109
・検査規程の運用について	112
・検査の手続き	113
・富士市建設工事検査技術基準	115
・富士市建設工事成績評定実施要領	116
・成績不良工事報告書	118
・成績評定実施要領第11条に基づく説明等取扱基準	119
・成績評定実施要領第11条に基づく説明請求書等	120
・成績評定に不服がある場合の処理体制(参考)	124
・富士市建設工事評定結果第1次検討委員会設置要領	125
・富士市建設工事評定結果第2次検討委員会設置要領	127
3 執行規則編	
・富士市建設工事執行規則	129
・執行規則で定められた様式	154
・執行規則の運用	180

1 監督規程編

○富士市建設工事監督規程

昭和63年3月14日

訓令乙第1号

改正 平成14年3月25日訓令乙第7号

平成19年3月28日訓令乙第5号

平成23年3月29日訓令乙第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士市建設工事執行規則（昭和52年富士市規則第10号。以下「規則」という。）に基づき、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ円滑な実施を推進するための監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督員)

第2条 監督員は、工事担当課の職員のうちからこれを命ずる。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

2 監督員の種別は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、その体制は、別に定めるところによる。

(一部改正〔平成19年訓令乙5号〕)

(留意事項)

第3条 監督員は、次に掲げる事項に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約書及び富士市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）並びに諸規定に基づき監督を行うこと。
- (2) 監督員は、常に良識をもって厳正に工事が遂行されるようにすること。
- (3) 監督員は、極力工事現場に臨み、現場の状況の把握に努め、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事が完全に施工されるようにすること。
- (4) 監督員は、関係機関、地元関係者等との協調を図り、工事が円滑に行われるように努力すること。

(一部改正〔平成14年訓令乙7号・23年4号〕)

(監督業務)

第4条 規則に基づく監督業務は、別に定めるところによる。

(監督の技術的基準)

第5条 監督員が監督を行うに当たつて必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

(監督に関する手続等)

第6条 監督員は、規則に基づくもののほか、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 監督員は、工事の進ちよく状況の掌握に努め、必要に応じて中間検査を依頼すること。
- (2) 監督員は、工事の施工によつて現場発生品が生じたときは、受注者から現場発生品調書を提出させ、引継ぎ、所定の手続により措置すること。
- (3) 監督員は、完成届を上司に進達する場合には、別に定める基準により工事の成績を評定し、当該完成届に工事成績評定表を添えて提出すること。
- (4) その他監督業務上必要とする手続を行うこと。

(一部改正〔平成14年訓令乙7号・23年4号〕)

(書類の整備)

第7条 監督員は、次に掲げる書類（受注者から提出された書類を含む。）を作成又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）の指示又は承諾書
- (2) 工事の実施状況の記録
- (3) その他監督に関する書類

(一部改正〔平成14年訓令乙7号・23年4号〕)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

(富士市建設工事監督規程の廃止)

- 2 富士市建設工事監督規程（昭和52年富士市訓令乙第5号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行前に締結した契約に係る工事の監督については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月25日訓令乙第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令乙第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令乙第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

監督規程第7条に定める書類の様式

1. 指示・承諾・協議・提出・報告書 (第1号様式)
2. 支給材料受領書 (第2号様式)
3. 支給材料受払簿 (第3号様式)
4. 現場発生品届 (第4号様式)
5. 休日・夜間作業届 (第5号様式)
6. 出来形歩合調書 (第6号様式)
7. 段階確認・立会願 (第7号様式)
8. 工事打合せ簿 (参考様式)
※第1号様式に代わるものとして、情報共有システムの工事打合せ簿を紙提出様式として参考掲載

指示・承諾・協議・提出・報告書		
契約番号		
工 事 名	請負代金額	¥
工事箇所	着手 年月日	年 月 日
	完成	年 月 日
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>		契約担当者
		監 督 員
		受 注 者
		現場代理人
上記について承諾する。 受理する。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>		契約担当者
		監 督 員
		受 注 者
		現場代理人

- 注1. 不要な文字は=で消すこと。
 2. 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。
 3. 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

	指示・承諾・協議・提出・報告書		
契約番号		請負代金額	¥
工事名			
工事箇所		着手年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		契約担当者	
		監督員	
		受注者	
		現場代理人	
上記について承諾する。 受理する。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		契約担当者	
		監督員	
		受注者	
		現場代理人	

- 注1. 不要な文字は=で消すこと。
 2. 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。
 3. 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

	指示・承諾・協議・提出・報告書		
契約番号		請負代金額	¥
工事名		着手 完成	年 月 日 年 月 日
工事箇所		年月日	年 月 日
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		契約担当者	
		監督員	
		受注者	
		現場代理人	
上記について承諾する。 受理する。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>		契約担当者	
		監督員	
		受注者	
		現場代理人	

- 注1. 不要な文字は=で消すこと。
 2. 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。
 3. 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

支給材料受領書

1. 工事名

2. 工事箇所 富士市

支給材料調書

材 料 名	規 格 ・ 形 状 ・ 寸 法	支 給 数 量	単 位	受 領 数 量	備 考

上記のとおり受領したのでお届けします。

年 月 日

（あて先）富士市長

受 注 者

現場代理人

支 給 材 料 受 払 簿

1. 工 事 名

2. 工事箇所 富士市

3. 支給材料名
及び規格寸法

支給年月日	支給数量	単 位	使用年月日	使用数量	残数量	備 考

現場発生品届

1. 工事名

2. 工事箇所 富士市

現場発生品調書

材 料 名	規 格 ・ 形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	備 考

上記のとおり発生したのでお届けします。

年 月 日

(あて先) 総括監督員

受 注 者

現場代理人

休日・夜間作業届

工事名：

受注者名：

NO	届出年月日	作業年月日	作業時間	作業内容、作業場所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

※ 月単位等で、事前にまとめて報告してもよい。(途中、変更があれば修正して提出する。)

出 来 形 歩 合 調 書

1. 工 事 名
2. 工 事 箇 所 富士市
3. 請負代金額 ￥ _____
4. 工 期 着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日

5. 出来形の内訳

工 種	単 位	設計数量 Ⓐ	出来形数量 Ⓑ	出来形歩合 Ⓐ / Ⓑ = Ⓒ	構 成 比 率 Ⓓ	Ⓒ × Ⓓ
総 出 来 形 歩 合						

年 月 日現在における第 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 担当監督員

年 月 日

上記部分払検査により出来形部分を確認しました。

検 査 員

段階確認・立会願

工事名：

受注者名：

確 認 書

NO	発議日	報告者氏名	確認内容			施工予定時期 年月日	確認方法	確認予定 年月日	確認結果	確認者	監督員 確認年月日
			種 別	細 別	確認項目						
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

- ※ ① この段階確認簿をもって、段階確認が実施され、確認されたものとする。なお、監督員から段階確認の実施の通知については、「確認予定年月日」をもって通知とする。
 ② 完成図書には、最終時のものを添付する。
 ③ 報告者、監督員の押印は省略する。

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	(内容)		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 添付図 葉、その他添付図書 </div>			
処 理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> { <input type="checkbox"/> その他 } </div>	年月日:
	回 答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> { <input type="checkbox"/> その他 } </div>

監督員

現場代理人

監督員用、現場代理人用の2部複写とする。

富士市建設工事監督規程の運用について

昭和63年6月6日

(監督員の任命)

1. 第2条第1項のただし書きは、請負代金額500万円未満の工事であって維持修繕的等の工事に限る。

(監督員の体制)

2. 第2条第2項の監督員の体制について、請負代金額500万円未満の工事は、主任監督員、担当監督員とすることができる。
また請負代金額130万円未満による工事は、担当監督員とすることができる。

(監督員の工事成績評定)

3. 第6条第3号の工事成績評定は、請負代金額130万円未満による工事は省略することができる。

富士市建設工事監督実施要領

平成 3 年 3 月 28 日制定

平成 31 年 3 月 27 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士市建設工事監督規程（昭和 63 年 富士市訓令乙第 1 号。以下「規程」という。）に基づく監督体制、監督業務及び監督の技術的基準について必要な事項を定めるものとする。

(監督体制)

第 2 条 規程第 2 条第 2 項の規定による監督体制は、別表第 1 のとおりとする。

(監督業務)

第 3 条 規程第 4 条の規定による監督業務は、別表第 2 のとおりとする。

(監督の技術的基準)

第 4 条 規程第 5 条の規定による監督の技術的基準は、工事の種類により富士市が定める当該工事の技術的基準によるものとする。ただし、工事内容等によりこの技術的基準を適用することが適当でないと判断される場合は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

富士市建設工事監督実施要領 別表第1 (監督体制)

工事発注者	区 分	契 約 担 当 者	監 督 員		
			総括監督員	主任監督員	担当監督員
富士市	建設工事	市長	課長 統括主幹又は相当職 ※主幹	主幹又は相当職 ※主査	主 幹 主 査 上席技師 技 師 技師補

注1：主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注2：市単独事業の少額工事には、本体制を適応しないことができる。

注3：監督体制が上記の表にそぐわない場合は、契約検査課と協議の上、決定すること。

注4：※は統括主幹又は主幹が不在の部署に限る。

富士市建設工事監督実施要領 別表第2 (監督業務)

(注、条項欄の_箇所が監督業務の対象である)

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務			
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員	
1	-	趣旨				
2	-	用語の意義				
3	-	工事の執行方法				
4	-	直営とする場合				
5	-	受注者の資格要件				
6	-	工事の見積期間				
7	-	設計付入札				
8	-	入札書及び見積書 (第1、2号様式)				
9	2	関連工事の調整	報告	調整、報告	報告	
10	-	書面主義及び守秘義務				
11	-	請負契約の締結 (第3、4、5、6号様式)				
12	4	契約の保証				
13	5	権利義務の譲渡等 (第7号様式)				
14	6	一括委任又は一括下請負の禁止				
15	7	下請負人の通知 (第8号様式)				
16	8	特許権等の使用	報告	報告	報告	
17	1	自主施工の原則	-	-	報告	
18	-	工事の着手	-	指示	報告	
19	3	工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書 (第10、11号様式)	工程表	決裁	審査、報告	審査、報告
			工程月報	-	指示、受理	指示
20	9	監督員	指揮、業務	補佐、指揮、業務	業務	
21	10	主任技術者、現場代理人等 (第12号様式)	-	決裁	報告	
21の2	11	履行報告 (第13号様式)				
22	12	工事関係者に関する措置請求	措置請求	調査報告	報告	
23	13	工事材料の品質、検査等 (第14号様式)		検査、検印	検査、検印	
24	14	監督員の立会い、見本等の整備等		立会 報告	立会 決裁	
25	15	支給材料及び貸与品	報告	審査報告	報告	
25の2	23・24	工期等の変更及び費用の負担				
25の3	16	工事用地等の確保等				
26	17	設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	命令、報告	調査報告、確認報告	報告	
27	18	条件変更等	指示、報告	指示、報告	指示、報告	
28	19	設計図書の変更	指示、報告	調査報告	報告	

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
28の2	20	工事の中止	指示、報告	調査報告	報告
29	21	受注者による工期の延長の請求（第15、16号様式）	審査進達	審査報告	審査報告
30	22	市長による工期の短縮の請求等	報告	報告	報告
31	25	経済事情の変動に基づく請負代金額の変更			
32	26	臨機の措置	指示、報告	指示、報告	報告
33	27	一般的損害	審査報告	審査報告	審査報告
34	28	第三者に及ぼした損害	（事前調査を行う）		
			指示、報告	調査報告	報告
35	29	不可抗力による損害	報告	調査報告	調査報告
36	30	請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更			（設計変更）
37	-	検査を行う職員			
38	31	検査及び引渡し（第17、18号様式）	進達、審査	審査報告	調査、報告
39	32	請負代金の支払（第19号様式）			
40	33	部分使用	審査報告	報告	
41	34	前払金（第19号様式の2）			
42	-	前払金等の変更			
43	36	前払金の使用			
44	37	部分払（第20号様式）	確認、進達	審査	調書作成
45	38	部分引渡し	第38条を準用する		
46	39	第三者による代理受領			
47	40	前払金等の不払に対する工事の中止			
48	41	契約不適合責任			
49		削除			
50		削除			
51	43	市長の解除権（第21号様式）	報告	調査報告	報告
52	42	〃			
53	47	受注者の解除権			
54	49	解除に伴う措置	第38条を準用する		
55	53	保険等			
56	54	違約金等の徴収			
57	56	あっせん又は調停			
58	57	仲裁			
59	-	工事に関する規定の準用（第22、23号様式）			
60	-	実施細目			

富士市建設工事執行規則及び富士市建設工事請負契約約款に基づく監督員及び受注者の業務

項目	契約担当者	監督員の業務			受注者	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
業務内容	契約担当者とは、市長をいう。	総括監督員は、主任監督員及び担当監督員の指揮監督と、監督業務を処理する。	主任監督員は、総括監督員の補佐並びに、担当監督員の指揮監督と監督業務を処理する。	担当監督員は、一般的監督業務を処理する。	受注者とは、建設工事の完成を請負った者をいう。	

監督業務を行うにあたって

監督員は、監督業務の内容を十分理解するとともに、業務の遂行にあたっては、どのような立場にあるかを認識しなければならない。つまり監督員は受注者とどのような関係にあるのか、また、市の組織の中ではどのような立場にあるのか、更に技術者としてどのような心構えが必要であるのかなどについて十分承知していなければならない。

1) 受注者との関係

受注者とは、市の請負工事契約を結んだ相手のことであるが、請負工事は受注者が契約したとおりの工事を完成することを前提として行われるものである。もちろん工事途中で当初の契約を変更することはあるが、契約変更を含めればやはり契約書類どおりの工事を完成させることになる。

契約書類は、契約書及び富士市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面から成立っているが、契約約款には、受注者に対する監督員の権利、業務などについて定められている。

一方、地方自治法第234条の2には「契約の適正な履行を確保するための必要な監督」を行うことと定められている。また監督とは、地方自治法施行令第167条の15に、「監督は立会、指示、その他の方法によって行わなければならない」と定められ、工事が設計図書に基づき適正に行われるよう監督しなければならないとされている。

しかし、契約の内容は必ずしも完全でなく、また工事も完全に行われるとは限らない。そのため工事について、受注者が適正であると主張するものであっても、監督員には適正と判断できないものがある。このような場合には、両者の協議が必要になるが、判断の基準となるものは契約書類である。なお、契約は双方が対等であることを認めあつた、いわゆる双務契約であるが、安易な妥協や譲歩があつてはならない。しかし、双務契約である以上契約の内容に盛込まれていないことを、みだりに強制してはならないし、感情的な対立も避けなければならない。監督員は常に良識をもって厳正に問題の解決を図るようにしなければならない。

2) 市の組織のなかにおける立場

監督員は、行政組織の一員であるだけでなく、監督業務という特別な職責を負っているので、「予算執行職員」としての義務と責任をもつことになり、地方自治法第243条の2に「職員の賠償責任」が定められている。そのため一般職員が従わなければならない一般の行政法令の外に「契約に関する事務」を取扱う職員が従わなければならない富士市契約規則などの一連の規則等が監督員には適用される。監督員には、行政上の組織の外に監督業務を行うための組織体制がつけられていて、総括監督員、主任監督員及び担当監督員によって構成され、それぞれの業務が定められている。いわば監督員は二重の組織に属していることになるので、それぞれの立場を混同して、監督業務の運用に支障を生じることがあってはならない。

監督員の属する組織は以上のようなものであるが、建設工事は多くの人達の共同作業によって進められるものであり、特に人の和を重んじる必要がある。監督員、受注者はもちろん関係機関や地元関係者との協調を図り、相互の信頼の上に立って業務を行うことが出来るよう努力する必要がある。

3) 技術者としての自覚

近来の建設工事における材料は種類も多く、工法も幅が広い、その開発される進歩も著しいものがある。監督員は日々の業務を処理できるというだけのことに甘んじてはならない。技術者としての自覚を持ち、常に技術の向上に努めなければならない。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第9条 関連工事の調整 (約款第2条)	第1項(前段) 市長は、受注者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。	主任監督員から報告を受けた場合において、工期及請負代金額を変更し、又は工事を打切る必要等が生じる場合には、市長に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けた時は、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、総括監督員に報告しなければならない。	当該工事が、市長が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。	第1項(後段) この場合においては、受注者は、市長の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。	「必要があるとき」とは、受注者又は発注者から工事を請け負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。 「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一律でないが、単純に言えば、受注者及び他の工事を施工する第三者(この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないことになる。)の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整をすることである。また、一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれると解する。 受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解する。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第13条 権利義務の譲渡等 (約款第5条)</p>	<p>請負契約により生ずる義務はもとより権利についても原則として第三者に対し譲渡することを承諾しないこと。</p>				<p>第1項 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第2項 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第23条第2項の検査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第3条 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾)申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>発注者の書面による承諾のない限り禁止される受注者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。</p> <p>工事材料については、質権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第14条 一括委任 又は 一括下請負の禁止 (約款第6条)					第1項 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	建設業法第22条第3項において、受注者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止が適用除外されているが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条において、公共工事については適用除外されていない。 一括下請負とは見なされない「受注者がその下請工事の施工に実質的に関与しているもの」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているとはいえない。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第15条 下請負人の通知 (約款第7条)	<p>第1項 市長は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。</p> <p>(1) 下請負人の住所及び商号</p> <p>(2) 下請契約の内容</p> <p>(3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号</p>				<p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は、市長が必要であると認めた工事で下請契約を締結したものについて前項各号に掲げる事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。</p>	<p>発注者が受注者に通知を求めることができる「その他必要な事項」とは、例えば、請負者の住所、施工実績等の施工能力、当該下請負人が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、発注者の必要に応じて決めることができる。</p> <p>なお、本規定とは直接関係ないが、建設業法第24条の7に基づく施工体制台帳の記載事項が参考となろう。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第16条 特許権等の使用 (約款第8条)	第1項(後段) ただし、市長が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	主任監督員の報告が妥当である場合には、市長に報告しなければならない。	担当監督員から「その存在を知らなかった」との報告を受けた時は、立証方法を検討し、受注者の知悉を立証できないときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。	その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知っていたときを、立証できないときは主任監督員に報告しなければならない。	第1項(前段) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。	<p>特許権等の第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、原則として受注者がその使用に関する一切の責任を負う。</p> <p>受注者は、契約約款第1条第3項の規定により、設計図書に指定がない場合には、施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段)を定めなければならない。また、工事材料についても、設計図書に指定がない場合には、受注者が決定することとなっている。このため、受注者が自ら選択した施工方法等については、受注者自身がその責任を負い、特許権等の使用料を負担するのは当然と言えよう。</p> <p>なお、契約に係る工事を実施するためには、第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することが不可欠である場合には、発注者は、設計図書において指定すべきである。</p> <p>ただし、受注者に選択権がない場合、すなわち、発注者が工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として、発注者が使用に関して要した費用を負担しなければならない。これは、原因者に負担を帰したものである。</p> <p>この場合であっても、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときには、受注者が負担すべきものとされる。これは、原因者(工事材料、施工方法等の選択者)負担主義を公平の観点から修正したものである。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						したがって、「受注者がその存在を知らなかったときに初めて、発注者に費用の負担義務が発生すると解すべきでなく、むしろ、発注者が受注者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解すべきである。
第17条 自主施工の原則 (約款第1条)				仮設工事については、仮設費積算基準により行うものとする。 なお、指定仮設の施工については、受注者に資料の整理をさせなければならない。	第1項 施工方法等については、請負契約等において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。 契約約款第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。	約款第3項は、施工方法については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として受注者の自主性を明文中で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文を付ける必要が生じた場合には発注者は、第28条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。 一方、受注者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に受注者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負代金額の変更等の対象とはならない。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						<p>また、受注者が他の施工方法等を選択すれば工事を期限内に完成することができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために期限内に完成できない場合には、受注者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。</p> <p>また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、受注者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任を負わず、また、受注者との関係では受注者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>
第18条 工事の着手 (約款なし)			担当監督員から報告を受けた時は、速やかに着手するよう受注者に指示しなければならない。	受注者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、請負契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第19条</p> <p>工程表、 工事工程月報 及び 請負代金内訳書</p> <p>(約款第3条)</p>	<p>約款第3条第2項 発注者は、工程表につ き直ちにその内容を審 査し、不相当と認めた ときは、受注者に訂正 を求めるものとする。</p>	<p>工程表を決裁する。</p>	<p>担当監督員から工程 表について報告を受 けた時は、総括監督員 に報告するものとし る。</p> <p>工事工程月報が提 出されたときは、審査 し工程管理を行わな ければならない。</p> <p>工程が10%以上遅 れている時は対策を講 じなければならない。</p> <p>工事工程月報の受 理は、主任監督員とし る。</p>	<p>受注者より工程表が 提出されたときは、速 やかに審査し、意見を 付し主任監督員に報 告するものとする。</p>	<p>第1項 受注者は、請負契 約締結後10日以内に、設計図 書に基づいて工程表(第10号 様式)を作成し、市長に提出し なければならない。</p> <p>第2項 受注者は、工期が1 月を超える工事については、 毎月10日までに工事工程月報 (第11号様式)に前月末にお ける工事の進捗の状況を記載 し、市長に提出しなければなら ない。</p> <p>第3項 受注者は、市長から 請求があつた場合において は、請負契約締結後10日以内 に、設計図書に基づいて請負 代金内訳書を作成し、市長に 提出しなければならない。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第20条 監督員 (約款第9条)	<p>第1項 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であつて受注者が市長に対して行うものについては、第22条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて市長に到達したものとみなす。</p> <p>第6項 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。</p>	<p>第2項 監督員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行使する。</p> <p>(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査(確認を含む。第23条第2項及び第3項において同じ。)</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>			<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調査、立会いを行わせることが通例である。</p> <p>このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不相当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。</p> <p>本条は、このような考え方のもとに、発注者は、監督員を置くことができることし、監督員を置かない場合には、監督員の権限は、発注者に帰属することを第6項において的確に定められている。そして、第1項は、監督員を置く場合は、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないこととしている。</p> <p>本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが、一方監督員の監督行為は、必要最小限にとどめ、受注者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p>	
		主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものは指示し、その他のものは、市長に報告するものとする。	担当監督員から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものは指示し、その他については総括監督員に報告するものとする。	第2項(1),(2),(3)号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくものについては受注者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。		

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>(執行規則の運用第6 監督員の氏名等の通知) 監督員の氏名等の通知は書面により行うが、請負代金額500万円未満であって市長が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これにかえることができるものとする。</p>					<p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p> <p>①本条第2項に掲げるもの</p> <p>②他の条項に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第22条(約款第12条) 工事関係者に関する措置請求 ・第23条(約款第13条) 工事材料の品質及び検査等 ・第24条(約款第14条) 監督員の立会い、見本等の整備等 ・第25条(約款第15条) 支給材料及び貸与品 ・第26条(約款第17条) 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等 ・第27条(約款第18条) 条件変更等 ・第32条(約款第26条) 臨機の措置、等である。 <p>③約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもの。</p> <p>少額工事とは、請負代金の額が500万円に満たない建設工事をいう。(執行規則の運用第7による。)</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第21条 主任技術者、 現場代理人等 (約款第10条)			担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、決裁する。	受注者から、主任技術者、現場代理人等の通知を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書(第12号様式)により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) 主任技術者(法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。) (2) 専任の主任技術者(法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。) (3) 監理技術者(法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。) (4) 専任の監理技術者(法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。) (5) 監理技術者補佐(法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)	「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、本条第4項の適用を受ける場合を除き、工事現場に常駐することとされている。 「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第21条第1項又は第2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。 このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額(下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、4,000万円(建築工事である場合においては6,000万円)以上になる場合において、元請負者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる建設業法第15条第2項の基準を充足する技術者である。 主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>第2項 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書(第12号様式)により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 専門技術者(法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 営業所の専任技術者(営業所ごとに専任で置かれた法第7条第2号イからハまで又は法第15条第2号イからハまでに規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>現場代理人、主任技術者または監理技術者及び専門技術者の氏名は、書面により通知されるが、請負代金額500万円未満であって市長が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。</p>	<p>「専門技術者」とは、受注者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自ら施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。(法第26条の2)</p> <p>「常駐」とは、該当工事のみを担当しているのではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督者との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものと受注者等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p>				<p>第3項 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第22条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>第5項 受注者は、第3項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができることとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。</p> <p>第6項 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。)及び専門技術者は、兼ねることができる。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第21条の2 履行報告 (約款第11条)					<p>第1項 受注者は、工事記録簿(第13号様式)に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。</p>	<p>本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事的目的物を完成するために必要な手順、施工方法を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。</p> <p>一般的には、受注者は、準備工事を開始する前に施工計画書発注者に提出することとなっている。</p>
第22条 工事関係者に関する措置請求 (約款第12条)	<p>第1項 市長は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不相当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって受注者に必要な措置をとるよう求めるのする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不相当である工事関係者がある場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とならない。</p> <p>たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第2項 市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。</p>				<p>第3項 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替も含むものである。また、監督員は第20条第2項第1号に基づいて受注者または現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第2項は、このような指示を行っても十分な効果が見られず、技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、受注者に対して必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考	
		総括監督員	主任監督員	担当監督員			
第23条 工事材料の品質、 検査等 (約款第13条)		<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあつては、中等以上の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>			<p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第5項 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに、工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿(第14号様式)にその状況を記入し、監督員の確認を受けるものとする。</p>		
			<p>1.主任監督員又は、担当監督員は使用承諾し、検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2.工事材料検査を行ったときは、受注者に材料検査簿に記入させ検印又は署名しなければならない。</p>				

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第24条 監督員の立会い 見本等の整備等 (約款第14条)		<p>第4項 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本等を整備し、監督員の請求があつたときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録(以下「見本等」という。)を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があつたときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>建設工事の施工に当たっては、工事材料の品質が工事目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体的な工事の施工の良否もまた工事目的物の良否を決める重要な要素である。</p> <p>したがって、工事材料の検査と同時に、具体的な工事の施工に当たっても、受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会等を行って適正な施工の確保に努めるのが一般的な方法である。</p> <p>また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会い等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。</p> <p>このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会いや工事記録の整備が重要性を持つことになる。</p>
		<p>担当監督員から立会いできないとの報告を受けたときは、自ら立会いしなければならない。</p> <p>立会いが困難な場合には受注者に対し資料を提出させ確認するものとする。</p>	<p>受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。</p> <p>また、立会いできない場合には主任監督員に報告しなければならない。</p>			

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第25条 支給材料 及び貸与品 (約款第15条)	<p>第1項 市長が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 市長は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによつても工事の目的を達成することができる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。</p>	<p>総括監督員は主任監督員より報告を受けるときには、市長に報告しなければならない。</p>	<p>第2項 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p> <p>第4項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。</p>		
			<p>主任監督員は担当監督員より報告を受けるときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等受注者立会いの上検査して引渡すものとする。引渡し完了したときには、受注者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要がある場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>③ 支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第7項 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>				<p>第8項 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によつて不用となつた支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。</p> <p>第10項 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11項 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第25条の2 工期等の変更 及び費用の負担 (約款第23条、 第24条)</p>	<p>第1項 前条第6項 及び第7項の場合にお いて、当事者は必要に 応じ工期又は請負代 金額を変更し、市長は 受注者に生じた損害に つき必要な費用を負担 しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定 による変更後の工期又 は請負代金額は、当事 者が協議して定める。 ただし、当該協議の開 始の日から14日以内に 協議が整わない場合 には、市長が定め、受 注者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定 による協議の開始の日 (以下「変更協議開始 日」という。)について は、市長が受注者の意 見を聴いて定め、受注 者に通知するものとす る。ただし、市長が、工 期又は請負代金額の 変更事由が生じた日か ら7日以内に変更協議 開始日を通知しない場 合には、受注者が、変 更協議開始日を定め、 市長に通知することが できる。</p> <p>第4項 第1項の必 要な費用の額は、当事 者が協議して定める。</p>					

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第26条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等 (約款第17条)	第2項 第25条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。	第3項 監督員は、受注者が第23条第2項又は第24条第1項から第3項までの規定に違反した場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。 第4項 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。			第1項 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 第5項 前2項において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。	
		主任監督員より報告を受けたときは、受注者に修補を命令しなければならない。 また、修補の取扱は検査要領における「修補取扱基準」に準ずる。	担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。 修補が完了したときは、主任監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。	① 第3項の規定により違反したことが明らかかな場合と判断されたときには、主任監督員に報告しなければならない。 ② 第4項の規定により設計図書に適合しないと認められるときには、主任監督員に報告しなければならない。 ③ 修補が完了したときは、受注者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。		

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考	
		総括監督員	主任監督員	担当監督員			
第27条 条件変更等 (約款第18条)	<p>第3項 市長は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合(工事目的物の変更を伴わない場合に限る。)には受注者と協議して行う。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。</p>	<p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員より第1項の調査結果については、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいはとりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容が重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは受注者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 第1項の報告の結果、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第28条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務処理要項」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1)設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)</p> <p>(2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3)設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4)工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	第5項 第25条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。					
第28条 設計図書の変更 (約款第19条)	<p>第1項 市長は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第25条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>「設計図書の変更」</p> <p>公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態を生ずることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。</p> <p>このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」か否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を受注者に示す必要がないし、受注者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						<p>上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と受注者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>
<p>第28条の2 工事の中止 (約款第20条)</p>	<p>第1項 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、市長は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項においては、受注者の責に帰すことができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を2つに分けて規定している。 すなわち、第1が「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」である。 第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保(第25条の3)が行われなため施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(第27条)施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第2項 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>第3項 第25条の2の規定は、市長が、前2項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。</p>					<p>また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれると解する。</p> <p>第2の場合にも、単に暴風雨等の受注者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。</p>
<p>第29条 受注者による 工期の延長の請求 (約款第21条)</p>	<p>第2項 市長は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。</p>	<p>工期延長請求書を審査し、市長に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員より報告を受けた工期延長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該請負者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から工期延長請求書の提出を受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、天候の不良、第9条の規定による関連工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。</p>	<p>「工事遅延事由の一般論」</p> <p>受注者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第3項 前項の場合において、市長は、その工期の延長が市長の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者にじた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第5項 第25条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があつた場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。</p>				<p>第4項 前項の規定による請求は、工期延長請求書(第15号様式)に変更工程表(第16号様式)を添えて行わなければならない。</p>	<p>ア)受注者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合</p> <p>イ)条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不適当となる場合</p> <p>ウ)天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等受注者の責に帰することができない事由により工事が遅れる場合</p> <p>以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定(執行規則第49条)の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更(いわゆる無償延期)を認める趣旨の規定である。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第30条</p> <p>市長による工期の短縮の請求等</p> <p>(約款第22条)</p>	<p>第1項 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。</p> <p>第2項 前項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、市長は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>監督員は、道路の供用開始等、当初予定した時期を繰り上げて行う必要がある場合には、短縮する日数及び短縮するために必要とする増加費用を算出して市長に報告するものとする。</p>				<p>工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであるが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。</p> <p>このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。</p> <p>このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様にして、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生ずる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提にして定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第3項 第25条の2第2項及び第3項の規定は第1項の規定による請求があつた場合及び前項の規定による変更後の請求代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。</p>					<p>したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要があると判断すれば、受注者も経済的不利益がない限り、これに応じることには問題はないはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第32条 臨機の措置 (約款第26条)		<p>第3項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>			<p>第1項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第2項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>「請負者の措置義務」</p> <p>第1項は、災害防止等のための臨機の措置をとるべき義務を有するのは受注者であることを明らかにするとともに、後段において受注者が「必要があると認められるとき」は、監督員の意見をあらかじめ聴かなければならないことを規定している。</p> <p>この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止をも含むものと解される。</p> <p>受注者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、受注者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、受注者に委ねられている。</p> <p>しかし、この監督員の意見を聴くかどうかは第4項の費用負担とも関連するものであって少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないような、いわば受注者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、受注者の責任の範囲を超えるものあるいは受注者がとるべき臨機の措置につき判断し得ないようなものは、監督員の意見を聴くべきであろう。</p>
		<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置については指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>① 第1項について受注者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合について意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>② 受注者の意見を聴く余裕がなく受注者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>③ 臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気付かないとき、又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第4項 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる費用については、市長が負担する。</p>	<p>もちろん、監督員の意見を聴くほど余裕のないほど切迫したもの等、緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聴くことなく臨機の措置をとることができる。とされている。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第4項は、受注者が臨機の措置をとった場合において、受注者がそれに気付かないとき又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらないときに、監督員が特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。</p> <p>この措置請求は、受注者に対する指示と解され、受注者は、その措置請求が明らかに誤りである等従わないことについて正当な理由がある場合を除いて、これに従わなければならない。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第33条 一般的損害 (約款第27条)		主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、市長に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものか審査し、総括監督員に報告しなければならない。	工事目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあってそのため工事目的物について損害を生じた場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 この規則に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害(以下「保険てん補部分」という。)を除く。)のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については市長がその費用を負担する。	本条において工事目的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事目的物に関して生じた損害については、引渡し後は受注者の負担としないことを明らかにするためである。このため、受注者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に受注者の負担に属する損害は、工事目的物の引渡し後においても受注者が負担しなければならない。 発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施行したために発生した労務者の被害又は工事目的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事目的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったために生じた労務者の被害や工事目的物の崩壊などが含まれよう。 なお、損害が発注者及び受注者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。 したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後受注者が善良な管理者の注意を怠りいたずらに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び受注者の双方がそれぞれ妥当な部分を分担すべきである。

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						<p>このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由(受注者の帰責事由を含む。)があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と受注者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法については本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。</p>
<p>第34条 第三者に及ぼした 損害等 (約款第28条)</p>		<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害を及ぼすおそれがある場合には、事前に調査を行われなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害を及ぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>約款第1項 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。 ただし、その損害(保険てん補部分を除く。次項において同じ。)のうち、市長の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。</p>	<p>約款第1項 通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、請負者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>約款第2項 第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。</p>	
		<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については市長に報告しなければならない。</p>	<p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害を及ぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>約款第2項 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市長がその損害を賠償しなければならない。</p> <p>ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>約款第3項 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴い通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、受注者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第35条 不可抗力による 損害 (約款第29条)</p>	<p>第2項 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険填補部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事後の方針についての意見を市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、 ①天災その他不可抗力の災害か確認する。 ②受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づくものでないか確認する。 ③火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から天災その他不可抗力により損害を生じた旨の報告を受けたときは、被災写真、出来形写真、工事記録簿、材料検査簿、出来形管理図等を提出させ平面図、横断面図等に出来高、手戻り等を記入するとともに、異常気象資料等を整備し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で当事者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。</p> <p>第3項 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。</p> <p>通知をすべき損害の対象は、次のものがある。</p> <p>ア) 工事目的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上っている工事目的物の部分であつて、上地に定着し又は工作物に符合しているものをいう。 部分私のための確認(第44条第2項)を受けているかを問わないのは、第4項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事目的物以外の工作物であつて、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがって、その定義上、工事現場に設置されていることになる。 主なものとしては、受注者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮棧橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第13条第2項において定義されているように、工場製品を含む概念である。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、この規則の定めるところにより行つた検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。</p> <p>第5項 不可抗力によつて生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であつても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p>				<p>「工事現場に搬入済み」の工事材料についてのみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地上安全な場所を選定しうるし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置(第32条)その他発注者においてもその回避のための努力が期待しうるからでもある。</p> <p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具</p> <p>工事現場に搬入された建設機械器具であり、受注者が所有しているか、借用しているか問わない。</p> <p>第5項 発注者が負担する仮設物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第17条により設計図に指定がない限り自主施工の原則に則り受注者の裁量に委ねられているものである。</p> <p>また、工事材料についても、第23条第1項により設計図書に品質の規定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は受注者に委ねられている(「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。)したがって、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第6項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。</p>					<p>事故のリスクの上にこれらを選定しているのであるから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。</p> <p>また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことによって損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。</p> <p>工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。</p> <p>すなわち、工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査(第23条第2項)、監督員の立会(第24条第1項及び第2項)、部分払いのための確認(第44第3項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認するものに係る額に限られる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第38条 検査及び引き渡し (約款第31条)</p>	<p>第2項 市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第26条第5項の規定は、前項後段の規定による検査に準用する。</p> <p>第4項 市長が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>	<p>主任監督員から報告を受け、工事の完成が、認められたときは受注者に完成届出書を提出させ、それを市長に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときには、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者から工事の完成の報告を受けたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>① 出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>② 現場に例えば、測点、寸法等のマーキングを行わせ、現場代理人立会いの上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会を求める。</p>	<p>第1項 受注者は、工事が完成したときは、完成届出書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第5項 受注者は、検査の合格しなかつた旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「工事が完成したときは、完成届出書(第17号様式)」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書(第18号様式)」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第40条 部分使用 (約款第33条)</p>	<p>第1項 市長は、第38条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 市長が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、市長は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第25条の2第4項の規定は、前項の規定により市長が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、審査し、市長に報告しなければならない。</p>	<p>工事目的物の部分を使用する必要があるときは、受注者に対する同意願いに意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項は、単に「第38条第4項の規定による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。</p> <p>このことは、部分引渡しが生ずる工事的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないように注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。</p> <p>このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、受注者の管理責任はなくなるわけではない。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、受注者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合は、引き渡された部分の所有権は完全に移転し、受注者に管理責任は全くない。</p> <p>したがって、受注者は、引き渡された部分について生じた損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第44条 部分払 (約款第37条)</p>	<p>第3項 市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 第26条第5項及び第38条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。</p>	<p>出来形歩合調書により出来形を確認し証明の上、市長に進達するものとする。</p>	<p>担当監督員から出来形歩合調書が提出された場合には、出来形を審査し、総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>部分払いの請求をさせるときは、遅滞なく工事の出形を調査し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 受注者は、工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、市長が特に必要があると認めた工事の場合を除き第41条第2項の前払金を受領していない場合であり、かつ、出来形部分が10分の4(同条第1項の前払金を受領した場合は、10分の5)以上に達したときでなければならない。</p> <p>第2項 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ出来形確認請求書(第20号様式)を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第5項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。</p>	<p>「第41条(前金払)」</p> <p>第1項 受注者は、1件の請負代金額が300万円以上の工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)を締結し、その保証証書を市長に提出したときは、前払金請求書(第19号様式の2)により請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>第2項 受注者は、前項に規定する前払金を受領した後、新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出したときは、前払金請求書により請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。ただし、第44条の規定により部分払金を受領した場合においては、当該前払金の支払を請求することができない。</p> <p>第3項 市長は、前2項に規定する請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>第6項 受注者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書をもって部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第7項 部分払金の金額は、次の式により算出する。</p> <p>部分払金の額 \leq 出来高金額 \times</p> $\left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$ <p>第8項 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					(1)請負代金額300万円以上 2,000万円未満2回 (2)請負代金額2,000万円以上 5,000万円未満3回 (3)請負代金額5,000万円以上 4回 第9項 第6項の規定により、 部分払金の支払があつた後、 再度部分払の請求をする場合 においては、第1項中「請負代 金相当額」とあるのは「請負代 金相当額から既に部分払の対 象となつた請負代金相当額を 控除した額」とする。	
第45条 部分引渡し (約款第38条)	第1項 第38条及第 39条の規定は、市長が 設計図書において工 事の完成に先立って 工事目的物の一部の 引渡しを受けるべきこ とを指定した部分又は工 事目的物の一部が完 成した場合には当該部 分を引き渡すことにつ いて当事者の合意が 成立した部分(以下 「一部引渡指定部分」 という。)がある場合に において当該一部引渡 指定部分が完成した場 合に準用する。	設計図書において指定した部分(指定部分)がある場合、および工 事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部 が完成し、その引渡しについて合意が成立した場合には、出来形設計 書を作成し、第38条を準用して既成部分検査を受けなければならない こと。			部分引渡しの対象となるものは、発注 者が「設計図書において指定した部 分(指定部分)」とされているが、これ を設計図書で定めることとしたのは、 部分引渡し検査及び請負代金の 支払等について工事の全体の完成 時における引渡しと同様の取扱いを 受けるため、どの部分がその対象と して考えられているかを明確にしておく 必要があるからである。 この場合、発注者が部分引渡しの 対象として指定し得る部分は「引渡 し」の対象になり得ること、すなわち、 他の部分と分けて特定することができ (可分性)、管理責任の移転ができる 部分であることが必要である。	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>この場合において、第38条中「工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第39条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。</p> <p>第2項 前項の規定により準用される第39条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額＝ 一部引渡指定部分に 相応する請負代金の 額 ×</p> <p>[1 — $\frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$]</p>					<p>ただし、部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておく必要がある。</p> <p>部分引渡しと類似のものとして、第40条に定める部分使用があるが、部分使用については、当該部分の所有権の帰属については、議論があるところであるが、使用部分の当該部分の管理責任は、受注者に残されている。</p> <p>一方、部分引渡しを受けた部分は、議論の余地なく明らかに発注者に所有権が帰属することとなり、受注者は管理責任を負わない。</p> <p>このように部分引渡しを行った後においては、当該部分について、不可抗力により損害を生じた場合においても、受注者は何等責任を負うものでなく、発注者が当然その負担を負うこととなる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第3項 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。</p> <p>この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>					
<p>第51条 市長の解除権 (約款第43条)</p>	<p>第1項 市長は、受注者が当該請負契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。</p>	<p>主任監督員からの報告を受けたときは、事実を確認し、必要があると認められるときは、市長に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工期内に工事を完成する見込がないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項第1号は、正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないときは、契約を解除できることとしている。「工事に着手すべき期日」とは、設計図書に定められている場合には、その期日であるが、その定めがないときは、契約書上の工期の初日が「工事に着手すべき期日」と解する。また、「着手」とは、現実に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画表の作成、現場調査等の施工準備行為が含まれる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>(1)正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。</p> <p>(2)工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3)第21条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4)正当な理由なく、第48条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(5)前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。</p> <p>第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書(第21号様式)により受注者に通知するものとする。</p>					<p>第2号に定める解除要件は、受注者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないときと受注者の責に帰すべき事由により工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるときの2つである。なお、「相当の期間」とは、工期の長さ、従来 of 履行状況、残工事量等を勘案して個別に判断することとなるが、契約を解除して残工事を新たな受注者に工事を完成させた場合の完成時期が一つ目安となろう。</p> <p>第3号は、主任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、正当な理由なく、第48条第1項の履行の追完がなされない場合を解除要件としている。</p> <p>第5号は、第1号から第4号までに掲げる場合以外に、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合を解除要件としている。なお、「契約に違反し」とは、本約款において受注者に課している付随的債務を含む種々の義務に違反するときである。また、「契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、工期内に工事が完成しないと認められる場合、工事の完成が不能と認められる場合や工事が工期内に完成しても不完全履行となると認められる場合、例えば、工事材料の検査義務違反等を重ねたため設計図書に定められた強度を持たない工事目的物が完成されると認められる場合などを意味する。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
第53条 受注者の解除権 (約款第47条)		主任監督員から報告を受けたときは内容を審査し市長に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	受注者から契約解除の申し出を受けたときはただちに主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。</p> <p>(1)第28条第1項の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2)第28条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。</p> <p>ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。</p>	<p>第1項第1号は、事情変更による法的解除権を約定により具体化するものである。「第28条第1項の規定」は、発注者は、その都合により設計図書を変更できることを定めている。同項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担しなければならないとしているため、受注者が損害を受けることがないように思われる。しかし、設計図書の変更により請負代金額が増額される場合には、受注者が技術的、経営的に対応できる限り、受注者の利益にもかなうことであるが、設計図書の変更により請負代金額が著しく減額される場合には、受注者は、当初期待していた売上、利益を手にするのでできなくなり、工事を完成して減額された請負代金額を受け取ることに何の価値も見いだせなくなることがある。このため、本号では、設計図書の変更により請負代金額が2/3以上減少したときを解除要件として規定している。</p> <p>第2号は、「第28条の2第1項又は第2項の規定」は、受注者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができないと認められるとき、発注者は工事の中止をしなければならないこと、その他の場合にも、発注者は、その都合により工事を中止できることを定めている。同条第3項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は、必要な費用を発注者が負担しなければならないこととしているため、受注者が損害を受けることはないように思われる。しかし、工事の中止が長期に及んだ場合には、受注者は、当初の工期末以後の請負契約獲得の機会を逸失することとなり、また、以後の工事計画が大幅に狂うこととなり、経営上大きな影響を与えることとなる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						このため、本号では、工事の中止期間が長期に及んだ場合を解除要件として規定している。
第54条 解除に伴う措置 (約款第49条)	<p>第1項 第38条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となつた特殊な工場製品」と読み替える。</p>	<p>第35条(不可抗力による措置)、第51条、第51条の2、第52条(市長の解除権)、第52条の3及び第53条(受注者の解除権)の方針が決定し、既成部分の引渡しを受ける場合には、取引の対象となる部分の出来形を調査し、精算設計書を作成の上、第38条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、出来形調査に当っては現場及び写真等により確認できるものをいい、工事現場に搬入した材料は、これを含まないものとする。</p>			<p>「解除の効果」</p> <p>効果については、民法第545条に規定がなされており、契約当事者は、原状回復義務及び相手方に与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事にあつては、契約の解除に伴う原状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、現状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。</p> <p>そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除を事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効がないとされているところである。</p> <p>本条では、民法の規定だけで律しきれないこれらの問題につきを契約上明確にして解決を図つたものである。</p>	

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第2項 市長は、前項の規定によつて準用される第38条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によつて準用される第38条第2項前段の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。</p> <p>第3項 第44条第5項の規定は、前項の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p>				<p>第4項 第2項の場合において、第41条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を市長に返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、解除が第51条第1項、第51条の2第1項又は次条第4項の規定によるときにあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第52条、第52条の3又は第53条の規定によるときにあつては、その余剰額を返還しなければならない。</p>	<p>「出来形部分」 出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない、発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。 これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的喪失を考えれば、現状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値あるもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>「支給材料」 支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるものではなく、場所を分けて考える必要がある。 使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。 しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>第6項 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は第2項の検査に合格しなかつた出来形部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第7項 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>「出来形部分」 出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない。発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。 これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的喪失を考えれば、現状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値あるもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>「支給材料」 支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからといって、単純にすべてを返還することが原則となるものではなく、場所を分けて考える必要がある。 使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。 しかしながら、出来形検査に合格しなかつた部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>第8項 第25条の3第3項及び第5項の規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が第51条第1項、第51条の2第1項又は次条第4項の規定によるときは市長が定め、請負契約の解除が第52条、第52条の3又は第53条の規定によるときは受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第25条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか、支給材料について損害賠償をすべきことになる。ただし、返還が可能な場合は、修復して返還しても構わない。</p> <p>未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>「貸与品」 貸与品は、第25条の規定により発注者から受注者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。</p> <p>この場合において、貸与品が受注者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきことになる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p> <p>「工事用地等」 受注者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。受注者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとしている。</p> <p>撤去すべき物件の中には、受注者が自ら所有又は管理するものだけでなく、かっこ書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、受注者は、下請負者との契約において、受注者が撤去できる旨を規定しておくことが、受注者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p>

項目	市長	監督員の業務			受注者の業務	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
						<p>「解除に伴う措置の期限、方法等」 支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第51条又は第51条の2の規定による解除の場合(受注者の帰責事由のある場合)には発注者が定め、第52条の3又は第53条の規定により解除の場合(受注者の帰責事由がない場合)には、受注者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還、代品納入等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。</p> <p>また、物件の撤去、工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が受注者の意見を聴いて定めることとする。</p> <p>受注者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。</p>

監督業務の手引

この手引きは、建設工事の監督員が遵守すべき事項及び参考となる事項をまとめたものである。

1. 用語の説明

① 契約図書

契約書、契約約款、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、特記仕様書、図面（標準図等）、設計書及び標準仕様書をいう。

② 設計図書

設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

③ 仕様書

特記仕様書は各工事ごとに作成され、その工事につき標準仕様書に記載されている選択事項について品質、仕上げの程度、工法などを指定するほか、標準仕様書に記載されていない特殊な材料、工法、仕様などについて記載するものをいい、標準仕様書は各工事に共通して比較的頻度の高い工種あるいは重要な工種について記載し、工事毎に上記の標準仕様書等を特記仕様書等において指定している。

④ 監督員

請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。（執行規則第2条）

⑤ 検査を行う職員

地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、市長が命ずる職員が行う。

（執行規則第37条）

⑥ 現場代理人

請負契約に履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、執行規則第22条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（執行規則第21条第3項）

⑦ 主任技術者

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で該当工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。

（建設業法第26条第1項）

主任技術者の資格要件

建設業法第7条 第2号 による区分	必要資格
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による高等学校を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し5年以上の実務経験を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧中等学校令による実業高校を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し5年以上の実務経験を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による大学を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し3年以上の実務経験を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による高等専門学校を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し3年以上の実務経験を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大学令による大学を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し3年以上の実務経験を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧高等専門学校令による専門学校を（次表の学科を修めて）卒業した後、当該建設工事に関し3年以上の実務経験を有する者
ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

建設業法第7条第2号のイに該当する学科

(建設業法施行規則第1条)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

⑧ 監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二つ以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定に関わらず、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。（建設業法第26条第2項）

建設業法第15条第2号	必要資格
イ	技術検定（第27条第1項）その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ	発注者から直接に工事を請負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

参考：上記中イに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

⑨ 監理技術者補佐

監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる技術者のことで、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（2020年10月1日）により新設されたもの。監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者の複数現場の兼任が可能となる。（建設業法第26条第3項）

監理技術者補佐の要件は、現場における建設工事の種類について主任技術者要件を満たす者であって、監理技術者の職務に係る基礎的な知識・能力を有すること（建設業法施行令28条）。

また、監理技術者が兼務できる現場の数は、最大2つとなっている（同令29条）。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		< 指定建設業 >			< その他 >		
		土木工事業 ・ 舗装工事業 建築工事業 ・ 電気工事業 管工事業 ・ 造園工事業 鋼構造物工事業			(左以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
		営業所に必要な技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 実務経験者	
	元請負工事における下請金額合計	(注)1 4,500万円以上	(注)1 4,500万円未満	(注)1 4,500万円以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場におくべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	1級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		1級国家資格者 実務経験者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負代金額が4,000万円(注)2以上のときに必要(※公共性のある工事では、下請工事についても該当する。)					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない		発注者が国、地方公共団体のときに必要	必要ない	

(注)1: 建築一式工事の場合は、7,000万円以上

(注)2: 建築一式工事の場合は、8,000万円以上

⑩ 専門技術者

建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(建設業法第26条の2)

第1項

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該建設工事における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

第2項

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書きの政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

⑪ 技能士

職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能を検定（技能検査）し、この合格者に対し与えられる称号であり、検定職種ごとに一級、二級、三級等に区分するものと単一等級として等級を区分しないものがある。

⑫ 指示、承諾、協議

指示

監督員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

承諾

受注者が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

協議

協議事項について、監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

2. 監督員の業務等

(1) 監督員の立場

監督員は、監督業務の内容を十分理解するとともに、その遂行にあたっては、どのような立場にあるかを認識していなければならない。すなわち監督員と受注者の関係、市の組織の中での立場、更に技術者としての心構え等について十分承知していなければならない。

① 受注者との関係

請負者とは、市の請負工事契約を結んだ相手のことであるが、請負工事は請負者が契約したとおりの工事を完成することを前提として行われるものである。もちろん工事途中で当初の契約を変更することはあるが、契約変更を含めればやはり契約書類どおりの工事を完成させることになる。

契約書類は、契約書及び富士市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面から成立っているが、契約約款には、請負者に対する監督員の権利、業務などについて定められている。

一方、地方自治法第 234 条の 2 には「契約の適正な履行を確保するための必要な監督」を行うことと定められている。又監督とは、地方自治法施行令第 167 条の 15 に、「監督は立会、指示、その他の方法によって行わなければならない」と定められ、工事が設計図書に基づき適正に行われるよう監督しなければならないとされている。

しかし、契約の内容は必ずしも完全でなく、また工事も完全に行われるとは限らない。そのため工事について、請負者が適正であると主張するものであっても、監督員には適正と判断できないものがある。このような場合には、両者の協議が必要になるが、判断の基準となるものは契約書類である。なお、契約は双方が対等であることを認めあつた、いわゆる双務契約であるが、安易な妥協や譲歩があつてはならない。しかし、双務契約である以上契約の内容に盛込まれていないことを、みだりに強制してはならないし、感情的な対立も避けなければならない。監督員は常に良識をもって厳正に問題の解決を図るようにしなければならない。

② 市の組織のなかにおける立場

監督員は、行政組織の一員であるだけでなく、監督業務という特別な職責を負っているのので、「予算執行職員」としての義務と責任をもつことになり、地方自治法第 243 条の 2 に「職員の賠償責任」が定められている。そのため一般職員が従わなければならない一般の行政法令の外に「契約に関する事務」を取扱う職員が従わなければならない富士市契約規則などの一連の規則等が監督員には適用される。監督員には、行政上の組織の外に監督業務を行うための組織体制がつくられていて、総括監督員、主任監督員及び担当監督員によって構成され、それぞれの業務が定められている。いわば監督員は二重の組織に属していることになるので、それぞれの立場を混同して、監督業務の運用に支障を生じることがあつてはならない。

監督員の属する組織は以上のようなものであるが、建設工事は多くの人達の共同作業によって進められるものであり、特に人の和を重んじる必要がある。監督員、請負者はもちろん関係機関や地元関係者との協調を図り、相互の信頼の上に立って業務を行うことが出来るよう努力する必要がある。

(2) 監督の体制、業務及び権限

①監督を行うための組織体制は、「規程第2条第2項に基づく監督体制」とおりである。

②監督業務の区分は次のとおりである。「規程第4条に基づく監督業務」

総括監督員は主任監督員及び担当監督員を指揮し、監督業務を総括する者であり、主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものについては指示し、その他については市長に報告するものである。

主任監督員は、総括監督員を補佐し、担当監督員を指揮すると共に監督業務を処理する者であり、担当監督員の報告に対し明らかに判断のつくものについては指示し、その他については総括監督員に報告するものである。

担当監督員は一般監督業務を処理し、監督を行う必要な諸基準により明らかに判断のつくものについては受注者に対し指示、承諾又は協議を行い、その他については主任監督員に報告するものである。

③監督員の権限は「執行規則第20条第2項」に規定されており、次の3種類に大別される。

イ：「執行規則第20条第2項」に規定するもの

- a. 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- b. 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- c. 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第23条第2項及び第3項において同じ。）

ロ：「執行規則各条」に規定するもの（第20条第2項を除く）

- a. 工事関係者に関する措置請求（第22条）
- b. 工事材料の品質、検査等（第23条）
- c. 監督員の立会い、見本等の整備等（第24条）
- d. 支給材料及び貸与品（第25条）
- e. 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（第26条）
- f. 条件変更等（第27条）
- g. 臨機の措置（第32条）

ハ：「執行規則」において市長の権限とされている事項のうち監督員に権限を委任したもの

④この権限については明確に区分することは困難であるので「監督業務」の中で含めて規定されている。

監督業務の内容は、上記③監督員の権限に基づいて行使されるべきものであるが、地方自治法第234条の2に「契約の適正な履行を確保するための必要な監督」を行うことと定められている。

(3) 監督の定義及び方法

- ・確認とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認し、受注者に対して認めることをいう。
- ・調整とは、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる種々の問題、関連設備工事等との取り合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。
- ・記録とは、工事における監督の経緯を明らかにしたものをいう。監督の方法は、契約図書、関係図書、並びに「監督基準」による。

(4) 「監督員の検査」と「監督員の立会い」

- ・監督員の検査とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
- ・監督員の立会いとは、工事の施工上必要な指示、承諾、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

(5) 工事関係書類の整備方法

市長又は監督員は、事業の執行及び工事施工の過程が第三者に理解し易く脱漏のないよう整理し保管するものとし、次の方法による。

- ① 市長は契約図書及び契約履行上必要な書類の正本を、監督員は施工管理上必要な書類（指示、承諾、協議、提出、報告などに係る）を管理する。
- ② 関係書類の編纂は、手続きの経過が判るように逐次綴込み、書類が厚くなる場合には分冊とする。
- ③ 書類の大きさはA4判を原則とする。

土木工事監督技術基準

富士市建設工事監督規程第5条の規程に基づき、市の所管に係る土木工事の監督に必要な技術的基準は、下記の工事標準歩掛及び工事積算資料並びに共通仕様書及び施工管理基準によるものとする。

ただし、工事内容等によりこの監督及び検査技術基準を適用することが不相当と判断される場合は、これらによらないことができる。

なお、下記の更新または名称変更等が行われた場合、あるいは別途の標準歩掛及び積算資料並びに共通仕様書及び施工管理基準が追加された場合、下記に該当する監督技術基準として取り扱うこととする。

(実施)

この技術基準は平成18年4月1日から実施する。

記

土木工事に関しては、

(国土交通省)

(1) 土木工事標準歩掛

(静岡県)

(1) 土木工事積算資料

(2) 土木工事共通仕様書

(3) 土木工事施工管理基準

農林土木工事に関しては、

(静岡県)

(1) 農林土木工事積算資料

(2) 農林土木工事共通仕様書

(3) 農林土木工事施工管理基準

建築・設備工事監督技術基準

富士市建設工事監督規程第5条の規程に基づき、市の所管に係る建築・設備工事の監督に必要な技術的基準は、下記の工事標準仕様書及び工事監理指針によるものとする。

ただし、工事内容等によりこの監督及び検査技術基準を適用することが不相当と判断される場合は、これらによらないことができる。

(実施)

この技術基準は平成18年4月1日から実施する。

(改訂)

この技術基準は平成22年4月1日から実施する。

(改訂)

この技術基準は令和4年4月1日から実施する。

記

(営繕工事部門)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び建築工事監理指針
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び電気設備工事監理指針並びに工事標準図
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び機械設備工事監理指針並びに工事標準図
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び建築改修工事監理指針
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (7) 公共建築木造工事標準仕様書
- (8) 建築物解体工事共通仕様書・同解説

(公共住宅建設工事部門)

- (1) 公共住宅建設工事共通仕様書
- (2) 公共住宅改修工事共通仕様書

土木工事監督技術基準及び建築・設備工事監督技術基準の運用について

富士市建設工事監督規程第5条の規程に基づき定めている土木工事監督技術基準及び建築・設備工事監督技術基準の運用について、下記のとおり、準拠又は適用する。

記

- 1 小規模工事については、富士市小規模工事事務取扱要領に準拠するものとする。
- 2 電子納品については、富士市電子納品運用ガイドラインに準拠するものとする。
- 3 電子小黒板については、デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）仕様書に準拠するものとする。
- 4 情報共有システムについては、富士市における情報共有システム活用要領に準拠するものとする。

附則

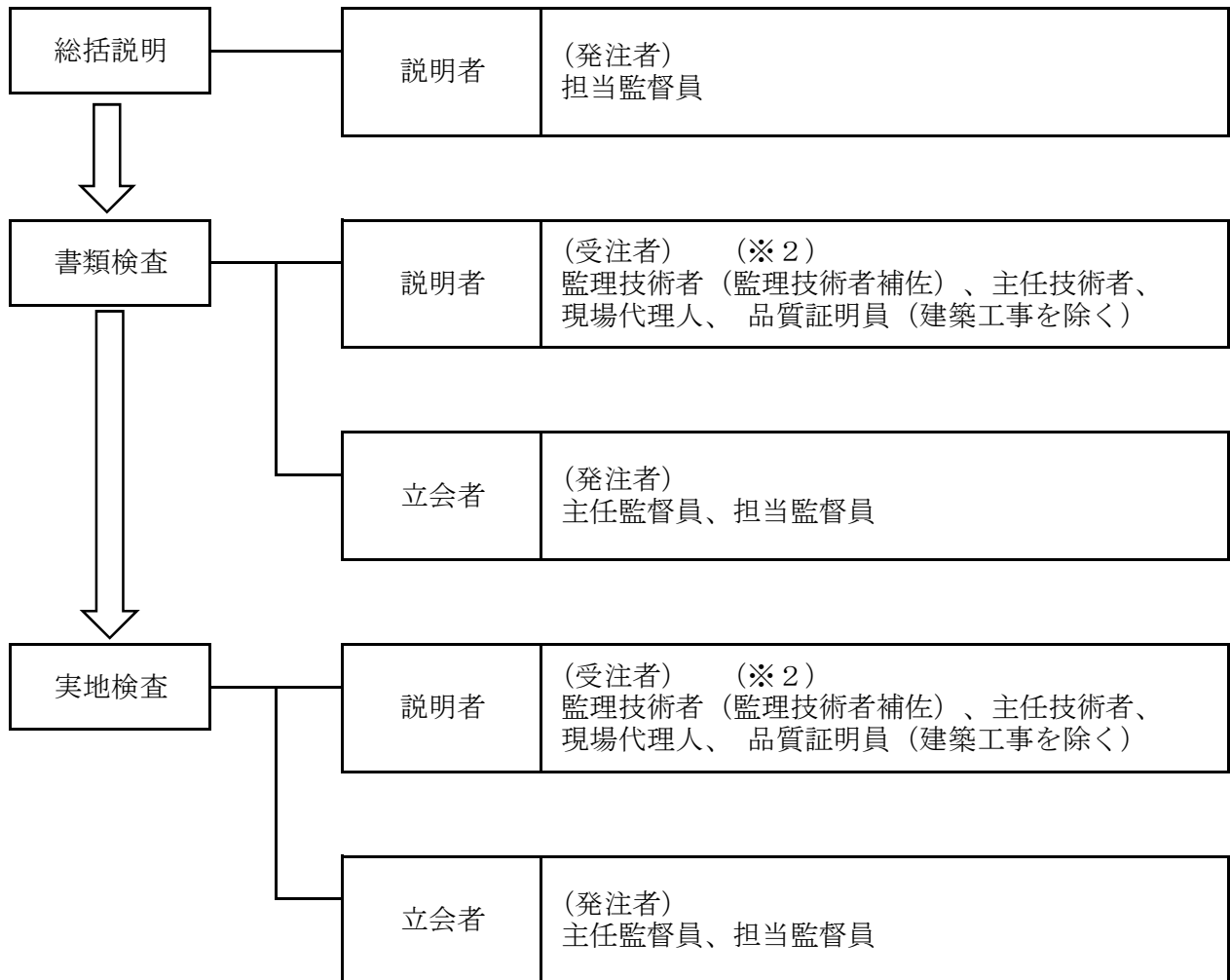
この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

受検体制

検査（※1）の実施にあたっての受検体制は、下記を標準とする。



（※1）検査目的

検査には「地方自治法」第234条の2第1項に基づき、「富士市建設工事執行規則」第38条第2項に定められた工事検査（給付の完了の確認）と、「品格法」（※3）に基づき、適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（工事検査）
- ② 工事中及び工事完成時に工事の施工体制、施工状況、出来高、品質（品質管理体制）及び出来ばえについて行う。（技術検査）
- ③ 検査の結果を工事成績評定に反映させることにより、受注者の適正な選定及び指導育成を図る。（技術検査）

・地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

(※2) 監理技術者、主任技術者の説明

建設業法第26条の3の規定に基づき、工事現場における当該建設工事の施工計画書の作成、工程管理、品質管理等が適正に実施されていることを説明する。

受注者は、「施工プロセスのチェックリスト」や「建築・設備工事書類等チェックシート」を自己採点して、的確な施工体制や良質な品質確保を行っていることを説明する資料として差し支えない。

・建設業法第26条の4（主任技術者及び監理技術者の職務等）

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者及び監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(その他の注意) 修補指示の期限について

完成検査、既済部分検査時の修補指示の期限について、この期限内に給付の完了の確認が認められない場合は不合格となり、遅延利息の徴収の対象となる。

完成検査、既済部分検査、年度末の既済部分検査で修補の確認が年度を越える場合は繰越続行が必要となるので注意すること。（事故繰越となる。）

(※3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年 法律第18号）

第7条（発注者等の責務）

第1項 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

※以下（一）～（九）は省略

2 検査規程編

○富士市建設工事検査規程

昭和63年3月14日

訓令乙第2号

改正 平成5年3月26日訓令乙第1号

平成14年3月25日訓令乙第7号

平成19年3月28日訓令乙第5号

平成22年2月23日訓令乙第1号

平成23年3月29日訓令乙第4号

平成29年3月30日訓令乙第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士市建設工事執行規則（昭和52年富士市規則第10号）に基づき、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の厳正かつ的確な検査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 既済部分検査 契約解除により出来形部分の引渡しを受ける場合及び工事の一部が完成し、引渡しを受ける場合で、工事の既済部分を確認するための検査
- (3) 中間検査 設計図書に基づき工事が適正に施工されているか、完成後明視できない部分及び重要構造物について、工事の施工中に行う検査
- (4) 材料検査 工事材料の使用を承諾するために必要とする検査
- (5) 部分払検査 部分払金を支払うために出来形部分の確認を行う検査
- (6) 受託検査 委託を受けて行う検査で、この規程に準じて行うもの

(一部改正〔平成14年訓令乙7号〕)

(検査員)

第3条 検査員は、財政部契約検査課（以下「契約検査課という。）又は工事担当課の職員のうちからこれを命ずる。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

2 検査を実施する場合においては、請負代金の額が500万円以上の工事にあつては契約検査課の検査員が、その他の工事にあつては各工事担当課の検査員が行うものとし、その体制は、別に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、請負代金の額が500万円以上の工事について、臨時に契約検査課の検査員以外の検査員のうち市長が指定する者が検査を行うことができる。

(一部改正〔平成5年訓令乙1号・19年5号・22年1号・29年3号〕)

(留意事項)

第4条 検査員は、次に掲げる事項に留意して検査を行わなければならない。

- (1) 検査員は、契約書、仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき、工事の出来形及び品質並びに施工管理等について、厳正かつ公正に実施し、合否の判定を行うものとし、合否の判定が困難な場合には、上司の指示を受けること。
- (2) 検査員は、監督員、受注者その他検査のため必要に応じて関係者の立会いを求めること。
- (3) 検査員は、必要に応じて工事関係書類を提示させ、説明を受けること。
- (4) 検査員は、検査の結果についての意見を工事関係者に述べ、施工技術の向上を図るよう指導すること。

(一部改正〔平成14年訓令乙7号・23年4号〕)

(検査の技術的基準)

第5条 検査員が検査を行うに当って必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

(出来形不足等に対する措置)

第6条 検査の結果、出来形不足、品質不良等により修補又は改造を命ずる場合には、別に定めるところによる。

(一部改正〔平成14年訓令乙7号〕)

(検査結果の復命)

第7条 検査員は、検査が終了したときは、遅滞なくその結果を復命しなければならない。

(工事成績の評定)

第8条 検査員は、検査が終了したときは、別に定める基準により工事の成績を評定し、工事成績評定表を作成しなければならない。

(資料の整備)

第9条 検査員は、検査業務を円滑に行うため、必要な資料を整備するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

(富士市建設工事検査規程の廃止)

- 2 富士市建設工事検査規程（昭和52年富士市訓令乙第4号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行前に締結した契約に係る工事の検査については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日訓令乙第1号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日訓令乙第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令乙第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月23日訓令乙第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

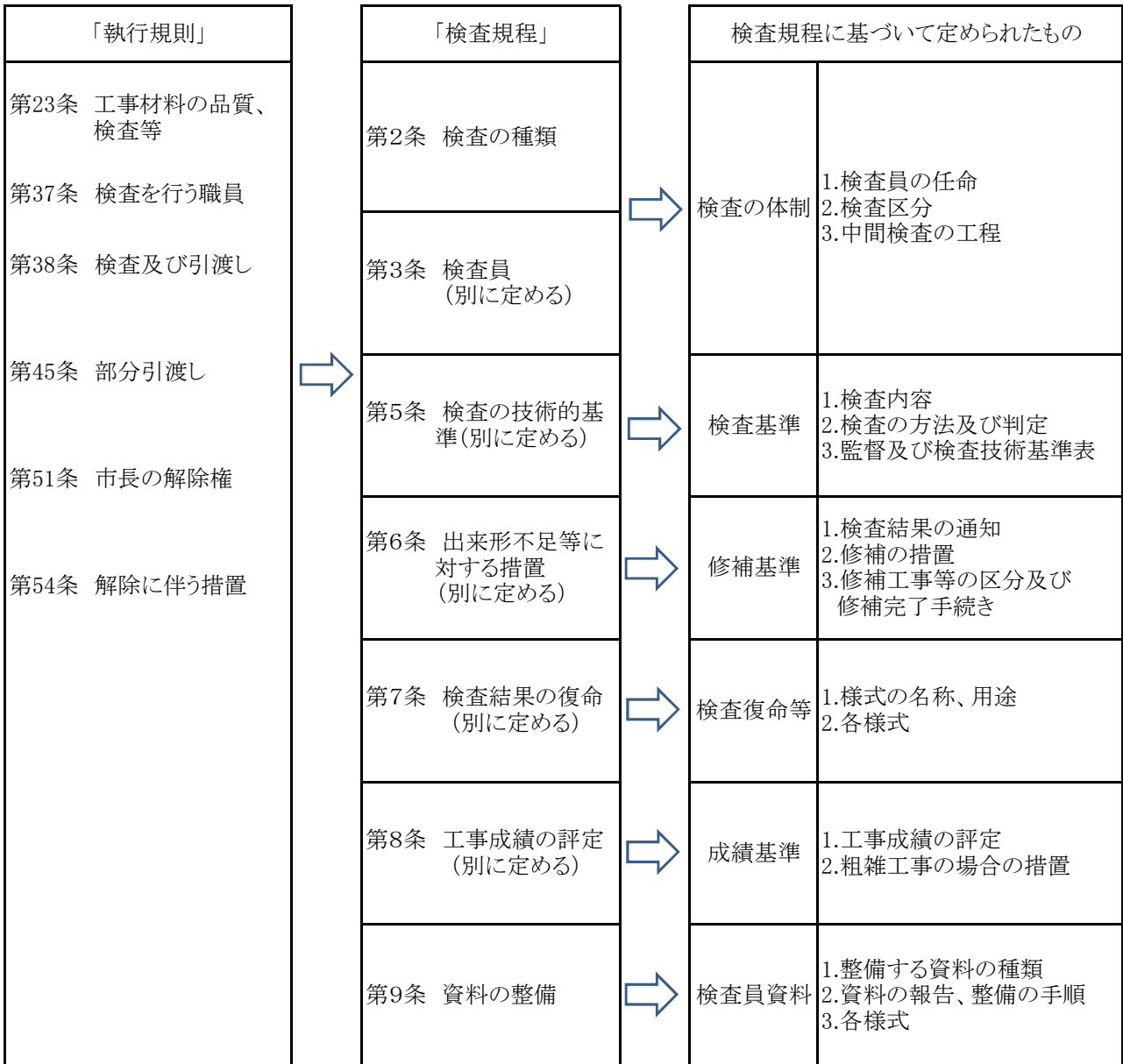
附 則（平成23年3月29日訓令乙第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令乙第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)



検査規程 第3条に定める 検査体制

富士市建設工事検査規程第3条第2項の規定に基づき、検査体制を次のように定める。

1.検査の区分

検査の区分は原則として次のとおりとし、中間検査、材料検査及び材料製造検査は監督員の要請により行うものとする。(機器類は材料とみなす。)

(1)工事検査(中間検査、既済部分検査及び完成検査をいう。)は原則として下表によるものとする。

区 分	契約検査課検査	工事担当課検査
請 負 代 金 の 額	500万円以上	500万円未満
担 当 す る 検 査 員	契約検査課検査員	工事担当課検査員

2.検査の時期

土木工事の中間検査及び完成検査の工程は、原則として静岡県建設工事検査要領を準用する。

建築・設備工事の中間検査及び完成検査の工程は、原則として次のとおりとする。

ただし、特別なもの(大規模施設、重要若しくは特殊な建築・設備工事・解体工事)については、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

建築種別	検査時期	検査の具体的時期
新築工事 (含増築)	免震基礎	免震、制震装置が完成し、その記録等の提出後(設備は不要)
	A工程	地中梁が完成し、1階躯体工事の配筋及び型枠施工中(設備は省略可)
	B工程	躯体工事が完了(鉄骨工事においては建方、本締完了後)し、サッシ取付中
	C工程	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後
	その他	既済部分検査、材料(工場)検査等必要な時期
耐震補強 工事	[1]	初期の筋交い取付後で、接合部の素地等が判る時期
	[2]	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中
	完 成	工事が完了し、耐震改修促進法等の完成届提出又は検査後
	その他	既済部分検査、材料(工場)検査等必要な時期
全面改善 工事	[1]	内部解体が完了し、サッシ取付中
	[2]	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後
	その他	既済部分検査、材料(工場)検査等必要な時期
改修工事	[1]	仮設工事が完了し、内装又は外装工事中の早い時期
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後
	その他	既済部分検査、材料(工場)検査等必要な時期

※昇降機工事や汚水処理設備工事等は担当監督員と事前に協議する。

※木製建具工事や畳工事は、原則的に完成検査のみとする。

※地盤改良工事や杭工事等の特別な工事の中間検査は、必要に応じて事前に協議する。

3.検査の時期

材料検査及び材料の製造の検査は原則として下表により、事前に製作工場又は現地において行う。

(1) 土 木

区分	当初の請負代金額		500万円以上	500万円未満
	単品の設計金額		400万円以上	400万円未満
一般的材料	規格外	JIS表示許可工場の製品で表示許可品目外の製品及び規格外の工事製品 (当該工場の検査に合格した旨の品質規格証明書を提出する)	契約検査課の検査員が検査する。	特に必要と認めるものについては、主任監督員又は担当監督員が検査する。
	規格品	JISマーク表示品、又はJIS表示許可工場で表示許可品目及びこれらに準ずる規格品	主任監督員又は担当監督員が検査する。ただし、JIS表示許可工場製品における表示許可品目の写し、JISマーク表示品の証明、当該工場の検査に合格した証明等で確認できるものはこの限りではない。	
重要な材料	橋梁上部用鋼材、(原寸検査時に行う)水門、鋼材で加工を行うもの。PC桁、ボックスカルバート等。 上記以外のもので市長が重要と認めるもの。		契約検査課の検査員が検査する。	特に必要と認めるものについては、主任監督員又は担当監督員が検査する。

(2) 建築・設備

区分	当初の請負代金額		500万円以上	500万円未満
	単品の設計金額		400万円以上	400万円未満
一般的材料	規格外	JIS表示許可工場の製品で表示許可品目外の製品及び規格外の工事製品 (当該工場の検査に合格した旨の品質規格証明書を提出する)	契約検査課の検査員が検査する。	特に必要と認めるものについては、主任監督員又は担当監督員が検査する。
	規格品	JISマーク表示品、又はJIS表示許可工場で表示許可品目及びこれらに準ずる規格品	主任監督員又は担当監督員が検査する。ただし、JIS表示許可工場製品における表示許可品目の写し、JISマーク表示品の証明、当該工場の検査に合格した証明等で確認できるものはこの限りではない。	
重要な材料	(イ)大規模又は特殊な「加工鋼材、カーテンウォール、PC版、サッシ、外装タイル」 (ロ)大断面集成材、免震、制震装置 (ハ)汎用品外の「受変電設備、発電装置、動力・制御盤、電算機、監視制御装置」 (ニ)汎用品外の「ボイラー、冷凍機、冷温水発生器、熱交換器、著熱槽、ポンプ、ブロワー、給水装置」 (ホ)特殊な「昇降機、搬送設備、浄化槽」 (ヘ)大規模又は特殊な「システム装置、プラント装置」 (ト)上記以外のもので市長が重要と認めるもの。		契約検査課の検査員が検査する。	特に必要と認めるものについては、主任監督員又は担当監督員が検査する。

(3) 材料検査関係におけるJIS規格品に準ずるもの

	番 号 等	規 格 名 称	
土	J I S	日本産業規格	
	J A S	日本農林規格	
	BL部品	優良住宅部品	
	J C S	(社)日本電線工業会規格	
	J E C	電気学会電気規格調査会標準規格	
	J E M	(社)日本電機工業会標準規格	
木	S B A	(社)日本蓄電池工業会規格	
	J I L	日本照明器具工業会規格	
・	J E L	日本電球工業会規格	
	電力用規格	電力事業者規格	
	J E I T A	電子情報技術産業協会規格	
	A R I B	電波産業会規格	
	I S O	国際標準化機構	
	I T U-T S	国際電気通信連合・電気通信標準化セクタ規格	
	T T C	情報通信技術委員会	
	J A S S	日本建築学会材料規格	
	J W W A	日本水道協会規格	
	J S W A S	日本下水道協会規格	
築	S H A S E-S	(社)空気調和・衛生工学会規格	
	W S P	日本水道鋼管協会規格	
	S A S	ステンレス協会規格	
	J C D A	(社)日本銅センター規格	
	M D J	排水鋼管継手工業会規格	
	J R A	(社)日本冷凍空調工業会標準規格	
	H A	日本暖房機器工業会規格	
	J P F	日本金属継手協会規格	
	J C W	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	
	A S	塩化ビニル管・継手協会規格	
・	J V	(社)日本バルブ工業会規格	
	S A B	(社)日本蓄電池工業会規格	
	N E C A	日本電気制御機器工業会規格	
	J F E A	(社)日本厨房工業会規格	
	J A C A	日本空気清浄機協会規格	
	設		
備			

検査規程第6条に基づく修補取扱基準

1. 目的

この基準は、富士市建設工事検査規程第6条の規定に基づき、完成検査、既済部分検査、中間検査、材料検査において、出来形及び品質等が設計図書に適合せず、検査に合格しなかった場合の措置の基準を示し、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2. 検査結果の報告

検査の結果、出来形不足、品質不良等があり検査に合格しなかった場合、検査員は、その結果を検査結果通知書により市長に報告するものとする。

3. 修補の措置

市長は、検査結果の報告を受けたときには、受注者に対し、取壊し再施工、補強その他の補修方法を、修補命令書により命ずるものとする。

4. 修補工事等の区分

- (1) A修補とは、修補工事に要する費用が直接工事費で100万円以上の場合をいう。
- (2) B修補とは、修補工事に要する費用が直接工事費で30万円以上100万円未満の場合をいう。
- (3) C修補とは、修補工事に要する費用が直接工事費で30万円未満の場合をいう。
- (4) 指示事項とは、現場の清掃及び後片付け、構造・機能上支障とならない軽微な傷や目残し或いは微調整等の補修で、口頭により指示するものをいう。

5. 修補完了時に伴う手続き

- (1) 受注者は、修補が完了した場合には、修補完了届出書(執行規則第18号様式)に、修補完了写真及び資料を添えて監督員に提出するものとする。
- (2) A修補及びB修補の完了検査は検査を行った検査員が行うものとする。
- (3) C修補の完了検査は総括監督員が行うものとする。
- (4) 指示事項についての確認等は担当監督員が行うものとする。
- (5) 修補完了検査を行った検査員は、修補完了検査復命書を市長に提出するものとする。
- (6) 契約検査課扱いの検査に係るC修補については、修補完了届出書及び修補完了検査復命書の写しを契約検査課長に提出するものとする。
- (7) 受注者への修補完了検査結果は、執行規則第38条第4項の規定により完成検査合格通知書により通知する。

検査規程第7条に定める様式

1 完成検査復命書	(検査員から市長)	(第1号様式)
2 完成検査結果通知書	(検査員から担当課長)	(第2号様式)
3 完成検査合格通知書	(市長から受注者)	(第3号様式)
4 完成検査合格修正通知書	(市長から受注者)	(第4号様式)
5 既済部分検査復命書	(検査員から市長)	(第5号様式)
6 既済部分検査結果通知書	(検査員から担当課長)	(第6号様式)
7 既済部分検査合格通知書	(市長から受注者)	(第7号様式)
8 中間、材料検査復命書	(検査員から市長)	(第8号様式)
9 中間、材料検査結果通知書	(検査員から担当課長)	(第9号様式)
10 検査結果通知書	(検査員から担当課長)	(第10号様式)
11 修補命令書	(市長から受注者)	(第11号様式)
12 修補完了検査復命書	(検査員から市長)	(第12号様式)
13 部分払い検査復命書	(検査員から市長)	(第13号様式)
14 部分払い検査結果通知書	(検査員から担当課長)	(第14号様式)
15 部分払い検査結果通知書	(市長から受注者)	(第15号様式)

決 裁	市 長	副市長	部 長	課 長		決裁済 年 月 日
						起 案 年 月 日

下記に基づき別紙完成検査合格通知書を送付してよろしいか。

完 成 検 査 復 命 書

契 約 番 号					
工 事 名					
工 事 箇 所	富士市				
請 負 代 金 額	¥				
受 注 者					
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名					
工 期	着 手	年	月	日	～ 完 成 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日				
完 成 届 受 理 年 月 日	年 月 日				
検 査 年 月 日	年 月 日				
検 査 の 結 果	合 格	評 定 点	点	工 事 技 術 的 難 易 度 評 定	

上記のとおり検査結果を復命します。

年 月 日

富士市長

様

検査員

事 務 連 絡 年 月 日					
様					
検査員					
<h2 style="margin: 0;">完成検査結果通知書</h2> <p style="margin: 0;">先に検査依頼のあった下記工事を検査した結果について通知します。</p>					
契約番号					
工事名					
工事箇所	富士市				
請負代金額	¥				
受注者					
担当監督員 所属・氏名					
工 期	着手 年 月 日 ~ 完成 年 月 日				
完成年月日	年 月 日				
完 成 届 受理年月日	年 月 日				
検査年月日	年 月 日				
検査の結果	合 格	評 定 点	点	工事技術的難易度評定	
摘 要					

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

完成検査合格通知書

先に完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

契約番号					
工事名					
工事箇所	富士市				
請負代金額	¥				
受注者					
担当監督員 所属・氏名					
工期	着手	年	月	日	～ 完成 年 月 日
完成年月日		年	月	日	
完成届 受理年月日		年	月	日	
検査年月日		年	月	日	
検査員					
検査の結果	合格	評定点	点	工事技術的難易度評定	

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問を付して、この通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

地域への貢献等（有・無）

手続き等の問い合わせ先

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

富士市財政部契約検査課 工事検査担当

電話0545-55-2709（直通）

様		第	年	月	日
					号 日
					印
富士市長					
完成検査合格修正通知書					
年 月 日付け富財契発第 号により通知した完成検査の結果を、次のとおり修正したので通知します。					
契 約 番 号					
工 事 名					
工 事 箇 所	富士市				
請 負 代 金 額	¥				
受 注 者					
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名					
工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日				
完 成 年 月 日	年 月 日				
完 成 届 受 理 年 月 日	年 月 日				
検 査 年 月 日	年 月 日				
検 査 員					
検 査 の 結 果	修 正 前	点	工事技術的難易度評定（ ）		
	修 正 後	点	工事技術的難易度評定（ ）		
<p>なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問を付して、この通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。</p> <p>また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。</p>					
<p>地域への貢献等（有・無）</p>					
<p>手続き等の問い合わせ先 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市財政部契約検査課 工事検査担当 電話 0545-55-2709（直通）</p>					

決 裁	市 長	副市長	部 長	課 長		決裁済 年 月 日
						起 案 年 月 日

下記に基づき別紙既済部分検査合格通知書を送付してよろしいか。

既 済 部 分 検 査 復 命 書

契 約 番 号						
工 事 名						
工 事 箇 所	富士市					
請 負 代 金 額	¥					
指定部分に相応する請負代金額	¥					
受 注 者						
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名						
指 定 部 分 引 渡 期 日	年 月 日					
指 定 部 分 完 成 年 月 日	年 月 日					
指定部分完成届受理年月日	年 月 日					
検 査 年 月 日	年 月 日					
検 査 の 結 果	合 格					

上記のとおり検査結果を復命します。

年 月 日

富士市長

様

検査員

事 務 連 絡
年 月 日

様

検査員

既 済 部 分 検 査 結 果 通 知 書

先に検査依頼のあった下記工事を検査した結果について通知します。

契 約 番 号		
工 事 名		
工 事 箇 所	富士市	
請 負 代 金 額	¥	
指 定 部 分 に 相 応 する 請 負 代 金 額	¥	
受 注 者		
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名		
指 定 部 分 引 渡 期 日	年	月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	年	月 日
指 定 部 分 完 成 届 受 理 年 月 日	年	月 日
検 査 年 月 日	年	月 日
検 査 の 結 果	合 格	
摘 要		

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

既済部分検査合格通知書

先に完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

契 約 番 号		
工 事 名		
工 事 箇 所	富士市	
請 負 代 金 額	¥	
指定部分に相応する請負代金額	¥	
受 注 者		
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名		
指 定 部 分 引 渡 期 日	年	月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	年	月 日
指定部分完成届 受 理 年 月 日	年	月 日
検 査 年 月 日	年	月 日
検 査 員		
検 査 の 結 果	合 格	
摘 要		

決 裁	市 長	副市長	部 長	課 長		決裁済 年 月 日
						起 案 年 月 日

中 間
材 料 検 査 復 命 書 (第 回)

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 場 所	
製 造 業 者 名	
検 査 内 容	
検 査 の 結 果	検査により確認しました。

上記のとおり検査結果を復命します。

年 月 日

富士市長

様

検査員

事 務 連 絡 年 月 日	
様 検査員	
中 間 検査結果通知書（第 回） 材 料	
先に検査依頼のあった下記工事を検査した結果について通知します。	
契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	検査により出来形部分を確認しました。
摘 要	

事務連絡
年 月 日

様

検査員

検査結果通知書

下記工事は検査の結果、合格しなかったので建設工事修補取扱基準に基づき通知します。

契約番号			
工事名			
工事箇所	富士市	工期 年月日	着手 年 月 日
請負代金額	¥		完成 年 月 日
検査員		検査年月日	年 月 日
担当監督員 所属・氏名		修補完了期日	年 月 日
受注者		現場代理人	
修補ランク	A ・ B ・ C		
修補事項			

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

修 補 命 令 書

下記工事は検査の結果合格しなかったため、富士市建設工事検査規程第6条により修補を命令します。

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 箇 所	富士市	工 期 年 月 日	着 手 年 月 日
請 負 代 金 額	¥		完 成 年 月 日
検 査 員		検 査 年 月 日	年 月 日
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名		修 補 完 了 期 日	年 月 日
受 注 者		現 場 代 理 人	
修 補 ラ ン ク	A ・ B ・ C		
修 補 事 項			

決 裁	市 長	副市長	部 長	課 長		決裁済 年 月 日
						起 案 年 月 日
修 補 完 了 検 査 復 命 書						
契 約 番 号						
工 事 名						
工 事 箇 所	富士市					
請 負 代 金 額	¥					
受 注 者						
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名						
工 期	着手 年 月 日 ~ 完成 年 月 日					
修 補 工 事 完 了 期 日	年 月 日					
修 補 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日					
修 補 工 事 検 査 年 月 日	年 月 日					
修 補 事 項	別紙修補命令書のとおり					
検 査 の 結 果	合 格	修 補 ラ ン ク	A ・ B ・ C			
<p>上記のとおり検査結果を復命します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>富士市長 様</p> <p style="text-align: right;">検査員</p>						

決 裁	市 長	副市長	部 長	課 長		決裁済 年 月 日
						起 案 年 月 日

下記に基づき別紙部分払い検査結果通知書を送付してよろしいか。

部 分 払 い 検 査 復 命 書

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日
出来形確認請求日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 内 容	
検 査 の 結 果	検査により出来形部分を確認しました。

上記のとおり検査結果を復命します。

年 月 日

富士市長

様

検査員

事 務 連 絡 年 月 日	
様 検査員	
<h2>部分払い検査結果通知書</h2>	
先に検査依頼のあった下記工事を検査した結果について通知します。	
契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着手 年 月 日 ~ 完成 年 月 日
出来形確認請求日	年 月 日
検 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	検査により出来形部分を確認しました。
摘 要	

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

部分払い検査結果通知書

先に検査依頼のあった下記工事を検査した結果を通知します。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着手 年 月 日 ~ 完成 年 月 日
出来形確認請求日	年 月 日
検 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 結 果	検査により出来形部分を確認しました。
摘 要	

検査規程第9条に定める様式

- 1 工事（完成・中間・材料・部分払・既済部分）検査依頼書 （第1号様式）
- 2 工事（完成・中間・材料・部分払・既済部分）検査執行通知書 （第2号様式）

	事 務 連 絡 年 月 日
様 主管課長	
<h2 style="margin: 0;">工事（完成・中間・材料・部分払・既済部分）検査依頼書</h2> <p style="margin: 0;">下記のとおり検査の執行を依頼します。</p>	
契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日 〔部分払いは、出来形確認請求日 既済部分は、指定部分完成届提出年月日〕
完 成 届 受 理 年 月 日	年 月 日 〔部分払いは、検査依頼日 既済部分は、指定部分完成届受理年月日〕
摘 要	（中間・材料）検査 検 査 場 所： 製 造 業 者 名：

添付書類

1. 契約書 2. 設計図書 3. 工事写真 4. その他関係書類

事 務 連 絡 年 月 日	
様	
契約検査課長	
工事(完成・中間・材料・部分払・既済部分)検査執行通知書	
下記のとおり検査の執行を通知します。	
契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
請 負 代 金 額	¥
受 注 者	
担 当 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	
工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日
検 査 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
検 査 員 氏 名	
摘 要	(中間・材料)検査 検査場所： 製造業者名：

富士市建設工事検査規程の運用について

(検査員の任命)

1. 第3条第1項に規定する工事担当課の職員は、工事監督業務経験を有する職員とする。
2. 第3条第1項のただし書きは、請負代金額500万円未満であって、維持修繕工事に限る。
3. 第3条第2項に規定する各工事担当課の検査員は、原則として所属長が命ずる工事監督業務経験を有し検査員として評価を行える者とする。
4. 第3条第3項に規定する市長が指定する者が検査する工事は、原則として自らが所属する課(室)が担当する工事以外とする。

(検査員の工事成績評定)

5. 第8条の工事成績評定は、請負代金額130万円未満による工事は省略することができる。

附 則

この運用は、昭和63年6月6日から施行する。

附 則

この運用は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この運用は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

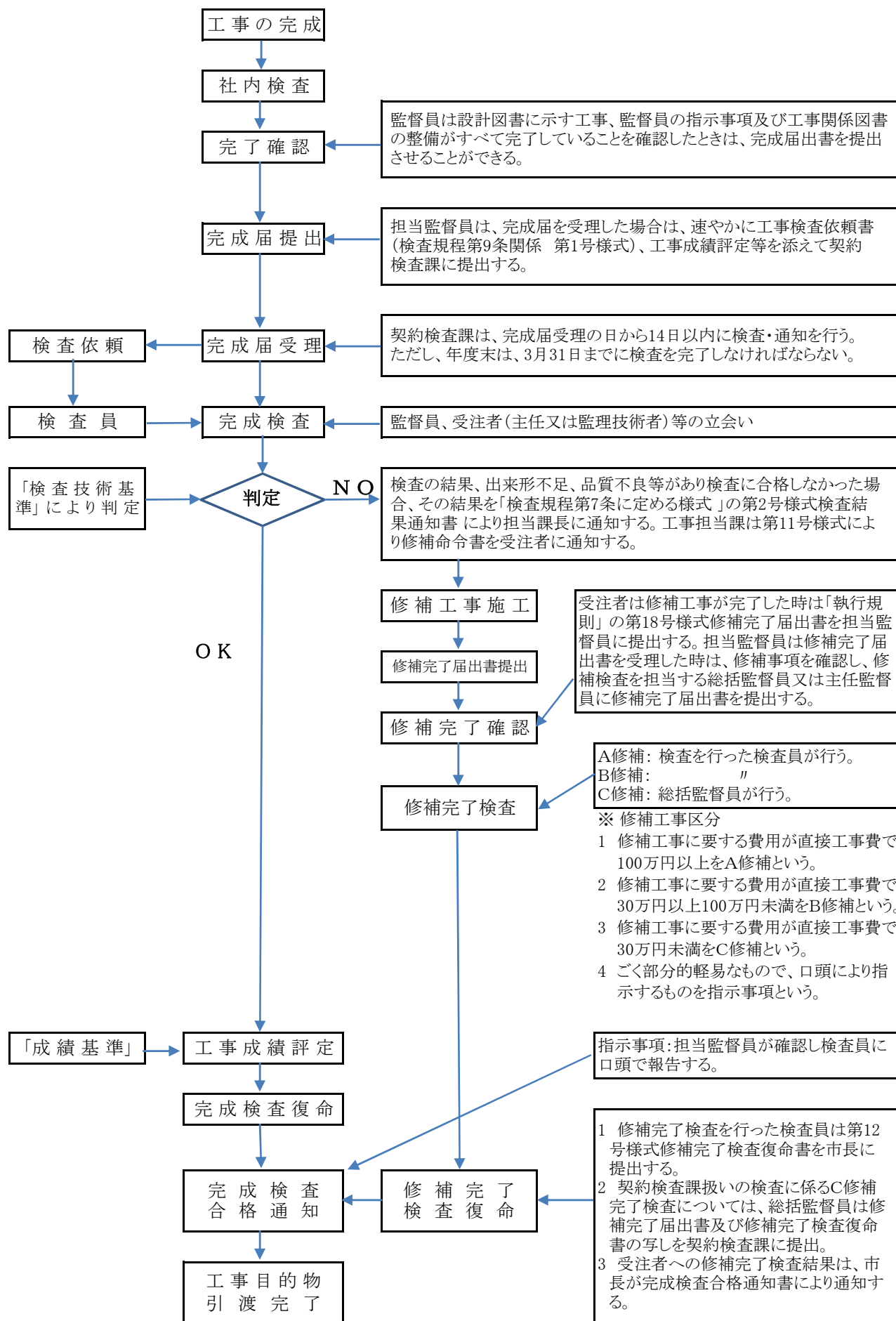
この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

検査の手続き

1 完成(既済部分)検査の手続き



2 中間検査の手続き

1. 中間検査の実施時期
「規程第3条第2項に基づく検査体制」による。
2. 中間検査の申請方法
契約検査課扱いの工事については「第9条に定める資料の様式」に定める中間・材料検査依頼書を検査員に提出するものとする。
3. 契約検査課扱い以外の工事については、担当監督員は検査員に直接口頭依頼するものとする。

検査員は中間検査が完了した時は、速やかに「検査復命書等の様式」に定める中間検査復命書により復命しなければならない。

3 材料検査及び材料製造検査の手続き

1. 材料検査及び材料製造検査は「検査体制」の中で監督員の要請により行うと定められている。
2. 契約検査課扱いの工事については「第9条に定める資料の様式」に定める中間・材料検査依頼書を検査員に提出する。
3. 契約検査課扱い以外の工事については、担当監督員は検査員に直接口頭依頼するものとする。

検査員は材料検査及び材料製造検査が完了した時は、速やかに「検査復命書等の様式」に定める材料検査復命書により復命しなければならない。

4 完成検査依頼において提出する書類(契約検査課扱いの工事)

(1) 検査前に書類で提出するもの

- ① 完成検査依頼書(通知書共)
- ② 契約書・設計図書・工事写真(電子データでも可)・その他関係書類
- ③ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況
- ④ 工事技術的難易度表定表(土木)・(建築)・(設備)

(2) 検査前にデータで提出するもの

- ① 工事成績採点表・細目別評定点採点表・項目別評定点
- ② 考査項目別チェック表(主任・総括・検査員)・考査項目別運用表(主任・総括・検査員)
- ③ 「施工プロセス」のチェックリスト
- ④ 電子納品による工事帳票

富士市建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、富士市建設工事検査規程第5条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況（契約書等の履行状況、工程管理安全管理、工事施工状況）に関する各種の記録（工事打合せ記録及び工事写真等を含む。）と契約図書とを対比し、静岡県建設工事検査技術基準別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、静岡県建設工事検査技術基準別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、静岡県建設工事検査技術基準別表第3に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び全般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

(実施)

この技術基準は、令和4年4月1日から実施する。

なお、本基準実施に伴い平成23年4月1日実施の規程第5条に基づく土木工事検査技術基準及び規程第5条に基づく建築・設備工事検査技術基準は、廃止する。

富士市建設工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市建設工事検査規程（昭和63年富士市訓令乙第2号。以下「検査規程」という。）に基づく成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象工事は、別に定めるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事ごと独立して次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 工事成績（工事の施工状況、目的物の品質等について評定）
- (2) 工事の技術的難易度（構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評定）

(評定者)

第4条 前条各号の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事成績 検査規程第3条に基づく検査員（以下「検査員」という。）及び富士市建設工事監督規程（昭和63年富士市訓令乙第1号。）第2条に規定する監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 工事の技術的難易度 監督員

(評定の方法)

第5条 評定は、次の各号に定める方法により、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- (1) 工事成績 別に定める富士市土木工事成績評定基準（平成23年7月1日施行）又は富士市建築・設備工事成績評定基準（平成22年8月1日施行）によるものとする。
 - (2) 工事の技術的難易度 別に定める富士市土木工事技術的難易度評定基準（平成18年4月1日施行）又は富士市建築・設備工事技術的難易度評定基準（平成18年4月1日施行）によるものとする。
- 2 評定の結果は、別に定める工事成績採点表及び工事の技術的難易度評定表に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、次の各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 工事成績 検査員は完成検査を実施したとき、監督員は工事が完成したとき。
- (2) 工事の技術的難易度 工事が完成したとき。

(評定結果の報告)

第7条 最終評定者は、評定を行ったときは速やかに上司に報告するとともに、遅滞なく完成検査復命書により評定の結果を市長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、遅滞なく報告に係る工事の受注者に対して評定結果を完成検査合格通知書により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 最終評定者は、前条の規定による通知後、評定を修正する必要があると認めたときは、評定の修正を行うとともに、直ちにその内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なくその報告に係る工事の受注者に対して、修正の評定結果を完成検査合格修正通知書により通知するものとする。

(成績不良工事の報告)

第10条 最終評定者は、工事成績が64点以下となった場合は、成績不良工事報告書を富士市建設工事入札参加指名委員会委員長に提出するものとする。

(説明・再説明請求)

第11条 評定結果に対し不服がある者は、説明及び再説明を求めることができる。

2 請求方法等は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(実施要領第10条関係)

事 務 連 絡 年 月 日	
指名委員会委員長 様	
検査員 所属・氏名	
成績不良工事報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣 () 第 号 知 事
営業所所在地	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 員 氏 名	
(成績不良となった理由)	

添付書類

1. 工事成績採点表
2. 項目別評定表
3. 考査項目別チェックシート
4. 考査項目別運用表
5. 評定者意見

富士市建設工事成績評定実施要領第 11 条に基づく説明等取扱基準

1 目的

この基準は、富士市建設工事成績評定実施要領第 11 条の説明及び再説明請求に関する事項を定める。

2 説明請求

評定結果に不服がある者は、市長に対し、評定結果の通知を受けた日から起算して 14 日以内に説明請求書に必要事項を記載して、説明を求めることができる。

3 説明請求に対する回答

(1) 市長は、2 の説明を求められた場合は、説明請求書を受理した日から起算して 14 日以内に建設工事評定結果通知に係る説明書(回答)により回答する。ただし、事務処理上の困難その他やむをえない理由があるときは、この期間を延長することができるものとする。

(2) 前項の回答は、富士市建設工事評定結果第 1 次検討委員会の審議を経て行う。

4 再説明請求

3 の回答の内容に不服がある者は、市長に対し、回答を受けた日から起算して 14 日以内に再説明請求書に必要事項を記載して、再説明を求めることができる。

5 再説明請求に対する回答

(1) 市長は、4 の再説明を求められた場合は、再説明請求書を受理した日から起算して 14 日以内に建設工事評定結果通知に係る再説明書(回答)により回答する。ただし、事務処理上の困難その他やむをえない理由があるときは、この期間を延長することができるものとする。

(2) 前項の回答は、富士市建設工事評定結果第 2 次検討委員会の審議を経て行う。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(取扱基準第2 関係)

説明請求書

年 月 日

(あて先) 富士市長 様

住 所

説明請求者 商 号

代表者名

電話番号

富士市建設工事成績評定実施要領第 11 条に基づき、次のとおり説明の請求をいたします。

1 説明請求の対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

(取扱基準第3 関係)

第 号
年 月 日

説明請求者

商 号

代表者名

様

富士市長

印

建設工事評定結果通知に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評価内容について、下記のとおり回答します。本説明書に不服があるときは、富士市契約検査課に対して、その不服の旨を付けて、この書面の回答を受けた日から起算して 14 日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

また、再説明は、書面により回答いたします。

記

1 説明請求の対象工事等

2 回 答

3 手続き等の問い合わせ先

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

富士市 契約検査課

TEL 0545-55-2709（直通）

(取扱基準第4関係)

再 説 明 請 求 書

年 月 日

(あて先) 富士市長 様

住 所
再説明請求者 商 号
代表者名
電話番号

富士市建設工事成績評定実施要領第11条に基づき、次のとおり再説明の請求をいたします。

1 再説明請求の対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

(注) 説明請求に対して回答を行った書面の写しを添付すること。

(取扱基準第5 関係)

第 号
年 月 日

再説明請求者

商 号

代表者名

様

富士市長

印

建設工事評定結果通知に係る再説明書（回答）

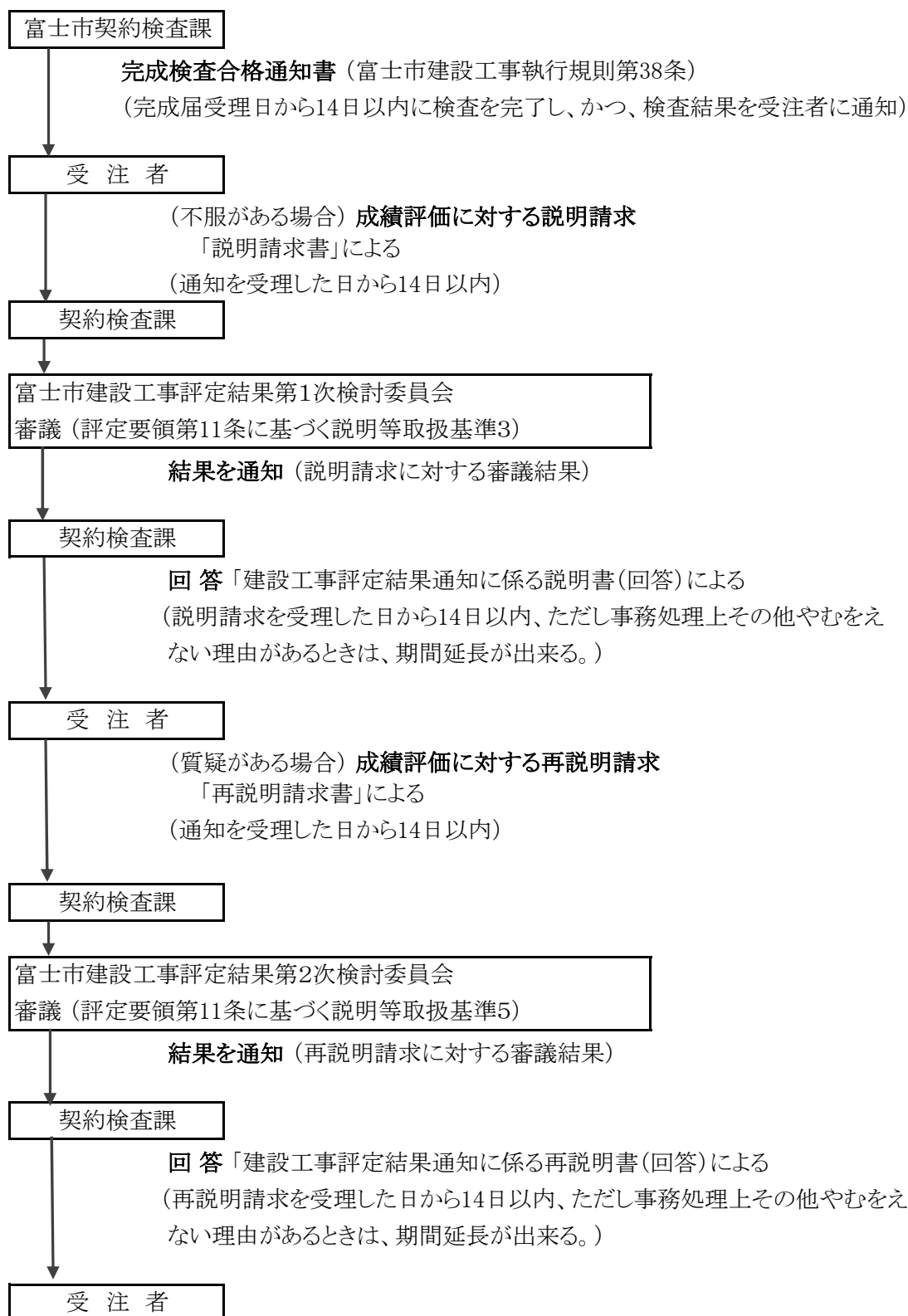
年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評価内容について、下記のとおり回答します。

記

1 再説明請求の対象工事等

2 回 答

富士市建設工事成績評定に不服がある場合の処理体制（参考）



富士市建設工事評定結果第1次検討委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、富士市建設工事評定結果第1次検討委員会（以下「第1次委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 第1次委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 富士市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第8条の規定に基づき通知された評定点等について、受注者が不服がある場合の回答
- (2) その他工事評定の運用に関する事項

(組 織)

第3条 第1次委員会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

(委員長の職務)

第4条 委員会に委員長を置き、契約検査課長を持って充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、富士市建設工事成績評定要領第11条の規定に基づく説明請求があったとき及び委員長が必要と認めたときに開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会は、当該工事担当検査員及び担当監督員並びに総括監督員に意見を求めなければならない。
- 5 委員会は、緊急に審議する事項があるときは、委員会の会議に付議すべき議案について、回議により審議を行うことができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は契約検査課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(土木関係工事)
契約検査課長
契約検査課工事検査担当統括主幹
道路整備課幹線道路担当統括主幹
河川課整備担当統括主幹
みどりの課公園整備担当統括主幹
下水道建設課工事担当統括主幹
水道工務課工務担当統括主幹
(建築、設備関係工事)
契約検査課長
契約検査課工事検査担当統括主幹
施設保全課建築担当統括主幹
施設保全課設備担当統括主幹

富士市建設工事評定結果第2次検討委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、富士市建設工事評定結果第2次検討委員会（以下「第2次委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 第2次委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 評定要領第11条に基づく説明請求等取扱基準3の規定に基づき回答した回答について、受注者が再説明を求めた場合の回答
- (2) その他工事評定の運用に関する事項

(組 織)

第3条 第2次委員会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

(委員長の職務)

第4条 委員会に委員長を置き、契約検査課長を持って充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、富士市建設工事成績評定要領第11条の規定に基づく再説明請求があったとき及び委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会は、当該工事担当検査員及び担当監督員並びに総括監督員に意見を求めなければならない。
- 5 委員会は、緊急に審議する事項があるときは、委員会の会議に付議すべき議案について、回議により審議を行うことができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は契約検査課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

契約検査課長

道路整備課長

河川課長

みどりの課長

下水道建設課長

水道工務課長

施設保全課長

契約検査課工事検査担当統括主幹

3 執行規則編

○富士市建設工事執行規則

昭和52年3月30日規則第10号

〔注〕平成8年から改正経過を注記した。

改正	昭和56年3月30日規則第17号	昭和58年4月11日規則第14号
	昭和58年11月10日規則第32号	昭和63年3月14日規則第5号
	平成元年1月19日規則第1号	平成元年5月25日規則第26号
	平成3年3月28日規則第3号	平成8年11月25日規則第36号
	平成9年3月1日規則第2号	平成13年3月26日規則第13号
	平成14年3月25日規則第13号	平成14年5月20日規則第20号
	平成16年3月23日規則第19号	平成17年3月28日規則第17号
	平成18年9月1日規則第52号	平成20年3月27日規則第24号
	平成20年6月4日規則第39号	平成20年10月31日規則第77号
	平成21年6月1日規則第42号	平成22年3月24日規則第5号
	平成23年3月29日規則第13号	平成23年3月29日規則第13号
	平成24年4月27日規則第30号	平成25年3月29日規則第28号
	平成26年3月31日規則第17号	平成27年4月22日規則第47号
	平成28年3月29日規則第16号	平成28年8月29日規則第44号
	平成29年3月30日規則第24号	平成29年4月24日規則第30号
	平成30年4月19日規則第69号	平成31年3月29日規則第19号
	平成31年4月23日規則第25号	令和2年3月31日規則第26号
	令和2年4月8日規則第29号	令和3年3月31日規則第35号
	令和3年4月1日規則第41号	

富士市建設工事執行規則

富士市建設工事執行規則（昭和41年富士市規則第9号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 請負契約（第10条—第16条の2）
- 第3章 請負工事の施工（第17条—第36条）
- 第4章 工事の検査及び引渡し並びに支払（第37条—第49条）
- 第5章 請負契約の解除及び損害賠償請求等（第50条—第54条の3）
- 第6章 雑則（第55条—第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 監督員 請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- （3） 受注者 市と工事の請負契約を締結した者をいう。

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

3 直営で執行する場合においても、一部を請負に付することができる。

(直営とする場合)

第4条 次の各号の一に該当するときは、直営で工事を執行するものとする。

(1) 工事の目的又は性質により、請負に付することを不相当と認めるとき。

(2) 急施を要し、請負に付する暇がないとき。

(3) その他特に必要があると認めるとき。

(受注者の資格要件)

第5条 工事の受注者は、建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（昭和58年富士市告示第37号）に規定する競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための工事その他市長が特に必要があると認める工事で請負代金額が50万円に満たないもの又は工事の性質上有資格者のうちに当該工事を施工することができる者がいない場合における当該工事の受注者については、この限りでない。

(工事の見積期間)

第6条 市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては、契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事1件の予定価額が500万円未満の工事 1日以上

(2) 工事1件の予定価額が500万円以上5,000万円未満の工事 10日以上

(3) 工事1件の予定価額が5,000万円以上の工事 15日以上

(設計付入札)

第7条 工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上、落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 入札書（第1号様式）及び見積書（第2号様式）は、封入の上、表面に「番号、何々工事入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者又は見積者の住所、商号及び氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載して提出させなければならない。ただし、電子入札（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）で行う入札による場合にあつては、別に定めるところによらなければならない。

(関連工事の調整)

第9条 市長は、受注者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、市長の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 請負契約

(書面主義及び守秘義務)

第10条 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わな

ければならない。

2 受注者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、建設工事請負契約書(第3号様式)、富士市建設工事請負契約約款及び設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が130万円未満のときは、建設工事請書(第4号様式)によることができる。

2 請負契約の内容を変更する場合には、建設工事変更請負契約書(第5号様式)又は建設工事変更請書(第6号様式)によるものとする。

3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(契約の保証)

第12条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の工事に係る請負契約については、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(富士市契約規則(昭和44年富士市規則第25号)第13条第1項第1号から第4号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の提供

(3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(市長が確実と認めるものに限る。)の保証

(4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。)

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額(富士市契約規則第13条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価格の10分の8に相当する額)、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」と総称する。)は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条の2第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第23条第2項の検

査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第14条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第14条の2 受注者は、第51条の2第1項第14号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。次項において同じ。）を求めることができる。

- 4 前項の規定により市長が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによつて生ずる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによつて生ずる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人の通知）

第15条 市長は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。

（1） 下請負人の住所及び商号

（2） 下請契約の内容

（3） 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

- 2 前項の規定によるほか、受注者は、市長が必要があると認めた工事で下請契約を締結したもののについて前項各号に掲げる事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。

- 3 前2項の規定による通知は、下請負人通知書（第8号様式）により行うものとする。

（特許権等の使用）

第16条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつている工事材料及び施工方法等

（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）

を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第16条の2 受注者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行つた請負

契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、市長に対して行う請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章 請負工事の施工

(自主施工の原則)

第17条 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

(工事の着手)

第18条 受注者は、請負契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。

(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第19条 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表（第10号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 受注者は、工期が1月を超える工事については、毎月10日までに工事工程月報（第11号様式）に前月末における工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

3 受注者は、市長から請求があつた場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

(監督員)

第20条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第23条第2項及び第3項において同じ。）

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

5 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であつて受注者が市長に対して行うものについては、第22条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて市長に到達したものとみなす。

6 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

(主任技術者、現場代理人等)

第21条 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

(2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(3) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(4) 専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任のものでなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）

- (5) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- 2 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
- (3) 営業所の専任技術者（営業所ごとに専任で置かれた法第7条第2号イからハまで又は法第15条第2号イからハまでに規定する者をいう。以下同じ。）
- 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第22条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、兼ねることができる。
- （履行報告）

第21条の2 受注者は、工事記録簿（第13号様式）に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。
- （工事関係者に関する措置請求）

第22条 市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第23条 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあつては、中等以上の品質を有する工事材料を使用す

るものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで、工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 7 受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿（第14号様式）にその状況を記入し、監督員の確認を受けるものとする。

（監督員の立会い、見本等の整備等）

第24条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があつたときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。
- 5 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本等を整備し、監督員の請求があつたときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第25条 市長が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、受注者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 5 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、受注者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによつても工事の目的を達成することができると認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求することができる。
- 7 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によつて不用となつた支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第25条の2 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、市長は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、受注者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。
- 4 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

（工事用地等の確保等）

第25条の3 市長は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、受注者に引き渡さなければならない。

- 2 第25条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によつて工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて市長に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定める。
- 5 前項の期限までに、受注者が正当な理由なく第3項に規定する受注者のとるべき措置をとらないときは、市長は、受注者に代わつて当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しく

は取り片付けることができる。この場合において、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第26条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 第25条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によつて生じた場合に準用する。

3 監督員は、受注者が第23条第2項又は第24条第1項から第3項までの規定に違反した場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第27条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。

3 市長は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合(工事目的物の変更を伴わない場合に限る。)には受注者と協議して行う。

5 第25条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

(設計図書の変更)

第28条 市長は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

2 第25条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

(工事の中止)

第28条の2 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべ

り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、市長は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 第25条の2の規定は、市長が、前2項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（工期の適正な変更）

第28条の3 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、当該工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者による工期の延長の請求）

第29条 受注者は、天候の不良、第9条の規定による関連工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

3 前項の場合において、市長は、その工期の延長が市長の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第1項の規定による請求は、工期延長請求書（第15号様式）に変更工程表（第16号様式）を添えて行わなければならない。

5 第25条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があつた場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。

（市長による工期の短縮の請求等）

第30条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、市長は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

3 第25条の2第2項及び第3項の規定は第1項の規定による請求があつた場合及び前項の規定による変更後の請求代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「受注者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。

（経済事情の変動に基づく請負代金額の変更）

第31条 市長又は受注者は、工期内で請負契約締結の日（第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあつては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日）から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不相当と

なつたと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 市長又は受注者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適当となつたと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となつたときも同様とする。
- 3 第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。
- 4 第25条の2第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求を行つた日又は受けた日」と読み替える。

（臨機の措置）

第32条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、そのとつた措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

- 2 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、市長が負担する。
- 5 第25条の2第4項の規定は、前項の規定により市長が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

第33条 この規則に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補される損害（以下「保険填補部分」という。）を除く。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市長がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第34条 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（保険填補部分を除く。次項において同じ。）のうち、市長の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。

- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市長がその損害を賠償しなければならない。ただし、

その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第35条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で当事者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び保険填補部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。

4 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、この規則の定めるところにより行つた検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の受注者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

5 不可抗力によつて生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、受注者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であつても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更)

第36条 市長は、第16条、第25条の2第1項(第26条第2項、第27条第5項、第28条第2項及び第28条の2第3項において準用する場合を含む。)、第29条第3項、第30条第2項、第31条第1項及び第2項、第32条第4項、第33条、前条第4項及び第6項並びに第40条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部又は一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

2 第25条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替える。

第4章 工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第37条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、市長の命ずる職員が行う。

(検査及び引渡し)

第38条 受注者は、工事が完成したときは、完成届出書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

3 第26条第5項の規定は、前項後段の規定による検査に準用する。

4 市長が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

5 受注者は、検査の合格しなかつた旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「工事が完成したときは、完成届出書(第17号様式)」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書(第18号様式)」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(請負代金の支払)

第39条 受注者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請求書(第19号様式)により請負代金の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査の結果を通知しないときは、その期限を経過した日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第40条 市長は、第38条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、市長は必要な費用を負担しなければならない。

4 第25条の2第4項の規定は、前項の規定により市長が負担する費用の額の決定に準用する。

(前払金)

第41条 受注者は、1件の請負代金額が300万円以上の工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)を締結し、その保証証書を市長に提出したときは、前払金請求書(第19号様式の2)により請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

2 受注者は、前項に規定する前払金の支払を受領した後、新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出したときは、前払金請求書により請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。ただし、第44条の部分払の支払を受領した場合においては、当該前払金の支払を請求することができない。

3 市長は、前2項に規定する請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金

を支払わなければならない。

(前払金等の変更)

第42条 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

3 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額の10分の5（前条第2項の前払金を追加して受領した場合にあつては、10分の7）を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

5 市長は、受注者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、第3項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

6 市長は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該工事に関し受注者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第43条 受注者は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第44条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、市長が特に必要があると認めた工事の場合を除き第41条第2項の前払金を受領していない場合であり、かつ、出来形部分が10分の4（同条第1項の前払金を受領した場合は、10分の5）以上に達したときでなければならない。

2 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ出来形確認請求書（第20号様式）を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 第26条第5項及び第38条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、受注者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

6 受注者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書をもつて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の金額は、次の式により算出する。

部分払金の金額 \leq 出来高金額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)

8 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。

- (1) 請負代金額 300万円以上 2,000万円未満 2回
- (2) 請負代金額 2,000万円以上 5,000万円未満 3回
- (3) 請負代金額 5,000万円以上 4回

9 第6項の規定により、部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第45条 第38条及び第39条の規定は、市長が設計図書において工事の完成に先立つて工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第38条中「工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第39条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2 前項の規定により準用される第39条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝一部引渡指定部分に相応する請負代金の額 \times (1-前払金額/請負代金額)

3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たつて準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第46条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第39条（前条第1項において準用する場合を含む。）又は第44条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第47条 受注者は、市長が第41条第3項（第42条第2項において準用する場合を含む。）、第44条第6項又は第45条第1項において準用される第39条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 第25条の2の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第48条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの

(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第48条の2 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第38条第4項(第45条において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。

い。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

第49条 削除

第5章 請負契約の解除及び損害賠償請求等

第50条 削除

(市長の催告による解除権)

第51条 市長は、受注者が当該請負契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第21条第1項各号に掲げる者を設置しなかつたとき。
- (4) 正当な理由なく、第48条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（第21号様式）により受注者に通知するものとする。

(市長の催告によらない解除権)

第51条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該命令が確定したとき（確定した納付命

令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下この条において同じ。)

(10) 納付命令又は排除措置命令(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令をいう。以下同じ。)(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定した場合のものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、当該請負契約に関し受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(11) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、当該請負契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(12) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)が独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

(13) 第52条の3又は第53条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(14) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかつたとき(キに該当する場合を除く。)

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(市長の任意解除権)

第52条 市長は、工事が完成するまでの間は、第51条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第51条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 市長は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより受注者に損害を及ぼしたとき

は、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 4 第25条の2第4項の規定は、前項の規定により市長が負担する費用の額の決定に準用する。
(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条の2 第51条第1項各号又は第51条の2第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、市長は、第51条又は第51条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第52条の3 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第28条第1項の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第28条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条の2 第52条の3又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 第38条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となつた特殊な工場製品」と読み替える。

2 市長は、前項の規定によつて準用される第38条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によつて準用される第38条第2項前段の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 第44条第5項の規定は、前項の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第38条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

4 第2項の場合において、第41条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の検査に合格した出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、受注者はその余剰額を市長に返還しなければならない。

5 前項の規定による返還に当たつては、解除が第51条第1項、第51条の2第1項又は次条第4

項の規定によるときにあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第52条、第52条の3又は第53条の規定によるときにあつては、その余剰額を返還しなければならない。

- 6 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は第2項の検査に合格しなかつた出来形部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 第25条の3第3項及び第5項の規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。
- 9 第6項前段及び第7項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が第51条第1項、第51条の2第1項又は次条第4項の規定によるときは市長が定め、請負契約の解除が第52条、第52条の3又は第53条の規定によるときは受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第25条の3第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 10 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び受注者が民法の規定に従つて協議して決める。

(市長の損害賠償請求等)

第54条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第51条第1項又は第51条の2第1項の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第51条第1項又は第51条の2第1項の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 3 第51条の2第1項第9号から第12号までのいずれかに該当するときは、受注者は、市長が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、当該契約による請負代金額の10分の1に相当する額(市に生じた実際の損害額が請負代金額の10分の1に相当する額を超える場合は、当該損害額)を市長が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も、同様とす

る。

- 4 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 7 市長は、第2項の場合において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充当することができる。ただし、第51条の2第1項第8号から第12号まで又は第14号のいずれかの理由により請負契約が解除されたときは、第12条第1項第1号又は第2号の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合を除き、この限りでない。
- 8 市長は、第3項の場合において、第12条第1項第1号又は第2号の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもつて同項の賠償金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）

第54条の3 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第52条の3又は第53条の規定により請負契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第39条第2項（第45条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかつた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

第6章 雑則

（保険等）

第55条 受注者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第56条 受注者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を市長の指定する期日までに支払わなかつたときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払をする日までの日数に応

じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

(あつせん又は調停)

第57条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第22条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は受注者若しくは市長が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は受注者は、前項のあつせん又は調停を申請することができない。

(仲裁)

第58条 前条第1項の規定にかかわらず、市長又は受注者は、審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

(工事に関する規定の準用)

第59条 この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第11条第1項中「建設工事請負契約書（第3号様式）」とあるのは「製造請負契約書（第22号様式）」と、第38条第1項中「完成届出書（第17号様式）」とあるのは「完了届出書（第23号様式）」と、同条第2項中「14日」とあるのは「10日」と、第39条第2項及び第3項中「40日」とあるのは「30日」と読み替える。

2 工事材料の製造請負契約について入札を行う場合においては、入札者に対し、あらかじめ見本品を提出させることができる。

(実施細目)

第60条 この規則の実施のための手続その他執行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

3 富士川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、編入前の富士川町建設工事執行規則（平成9年富士川町規則第1号。以下「編入前の富士川町規則」という。）の規定に基づいて締結した契約のうち、編入日において契約の履行が完了していないものについては、この規則の規定にかかわらず、なお編入前の富士川町規則の例による。

(令和3年度における前払金の使用の特例)

4 平成28年4月1日以後に新たに請負契約を締結した工事に係る前払金（第41条第2項に規定する前払金を除く。）であつて、令和4年3月31日以前に支払われるものに関する第43条の規定の適用については、同条中「、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料」とあるのは、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。

附 則（昭和56年3月30日規則第17号）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

- 2 改正後の富士市建設工事執行規則第31条第3項、第6項及び第7項並びに第35条第4項及び第6項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結される請負契約に係る工事等について適用し、施行日前に締結された請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年4月11日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月10日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月14日規則第5号）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される請負契約に係る工事等について適用し、同日前に締結された請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成元年1月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年5月25日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月28日規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月25日規則第36号）

- 1 この規則は、平成8年12月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る工事の執行方法については、なお従前の例による。
- 3 改正前の富士市建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成9年3月1日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結した請負契約に係る建設工事及び施行日以後請負契約を締結し、平成9年3月31日までに目的物の引渡しがなされる建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規則第13号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月23日規則第19号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則第51条の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月 1 日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則第42条第 5 項、第49条第 2 項及び第 3 項、第54条第 5 項並びに第56条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 6 月 4 日規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月31日規則第77号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月 1 日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月24日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月29日規則第13号）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月11日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 4 月27日規則第30号）

- 1 この規則は、平成24年 5 月 1 日から施行する。ただし、第51条第 5 項但し書きの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 28 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 42 条第 5 項、第 49 条第 2 項及び第 3 項、第 54 条第 5 項本文並びに第

56 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 22 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 29 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 24 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富士市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約に係る建設工事について適用し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 19 日規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 19 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 9 月 30 日までに目的物の引渡しがなされる建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 26 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日前に締結した契約に係る建設工事については、なお従前の例による。ただし、第 2 1 条第 1 項に 1 号を加える改正規定、第 2 1 条第 6 項、第 2 2 条第 1 項及び同条第 2 項の改正規定、第 2 8 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 5 7 条第 2 項の改正規定並びに第 1 2 号様式の改正規定は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 8 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

富士市建設工事執行規則で定められた様式

第1号様式 (第8条関係)	: 入札書
第2号様式 (第8条関係)	: 見積書
第3号様式 (第11条関係)	: 建設工事請負契約書
第4号様式 (第11条関係)	: 建設工事請書
第5号様式 (第11条関係)	: 建設工事変更請負契約書
第6号様式 (第11条関係)	: 建設工事変更請書
第7号様式 (第13条関係)	: 建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾) 申請書
第8号様式 (第15条関係)	: 下請負人通知書
第10号様式 (第19条関係)	: 工程表
第11号様式 (第19条関係)	: 工事工程月報
第12号様式 (第21条関係)	: 主任技術者等通知書
第13号様式 (第21条の2関係)	: 工事記録簿
第14号様式 (第23条関係)	: 材料検査簿
第15号様式 (第29条関係)	: 工期延長請求書
第16号様式 (第29条関係)	: 変更工程表
第17号様式 (第38条関係)	: 完成届出書
第18号様式 (第38条関係)	: 修補完了届出書
第19号様式(第39条、第44条、第45条関係)	: 請求書
第19号様式の2 (第41条関係)	: 前払金請求書
第20号様式 (第44条関係)	: 出来形確認請求書
第21号様式 (第51条関係)	: 請負契約解除通知書
第22号様式 (第59条関係)	: 製造請負契約書
第23号様式 (第59条関係)	: 完了届出書

執行規則に基づく監督業務の関係様式

第1号様式 (第20条関係)	: 監督員通知書
第2号様式 (第45条関係)	: 指定部分完成届出書

入 札 書

1 契約番号

2 工事名

3 工事箇所 富士市

上記の工事を、建設工事競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいの
で、申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
入札者 商 号
氏 名

㊟

備考 「入札金額」欄には、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額（免税事業者にあつては、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。

見 積 書

1 契約番号

2 工事名

3 工事箇所 富士市

上記の工事を、建設工事競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいの
で、申し込みます。

見 積 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
見積者 商 号
氏 名

㊟

備考 「見積金額」欄には、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額（免税事業者にあつては、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。

第3号様式（第11条関係）

収 入 印 紙	建 設 工 事 請 負 契 約 書						
契 約 番 号							
工 事 名							
工 事 場 所							
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで						
請 負 代 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">億</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）</p>	億	万	円			
億	万	円					
契 約 保 証 金	<input type="checkbox"/> 契約保証金の納付 <input type="checkbox"/> 有価証券の提供 <input type="checkbox"/> 金融機関の保証 <input type="checkbox"/> 保証事業会社の保証 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券 <input type="checkbox"/> 履行保証保険						
前 払 金							
部 分 払							
その他の事項							
<p>上記の工事において、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によつて請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発注者 富士市長 印</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">受注者 商 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p>							

建設工事請書

収入
印紙

1 工 事 名

2 工 事 箇 所 富士市

3 工 期 着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

4 請 負 代 金 額 ¥ _____

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____）

5 そ の 他

上記の工事の施行については、富士市建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を
遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

印

第5号様式（第11条関係）

収 入 印 紙	第 回 建設工事変更請負契約書												
契 約 番 号													
工 事 名													
工 事 場 所													
変 更 金 額	<table border="1" style="margin: auto; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 億万円 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）</p>												
工 期	変更前 年 月 日												
	変更後 年 月 日												
変 更 内 容													
その他の事項													
<p> 年 月 日に締結した工事請負契約は、上記内容の変更によって、工事請負契約の一部を変更する契約を締結する。</p> <p> この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>発注者 富士市長</p> <p>受注者</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住 所</p> <p>商 号</p> <p>氏 名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>													

建設工事変更請書

収入
印紙

1 工 事 名

2 工 事 箇 所 富士市

3 変 更 事 項

(1) 請負代金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 工 期

(3) 工 事 内 容

(4) そ の 他

上記のとおり、 年 月 日提出した請書を変更し、相違なく完成します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者商 号

氏 名

Ⓜ

建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾) 申請書

工 事 名			
工 事 箇 所	富士市		
区 分	当 初 契 約	変 更 契 約 に よ る 増 減	計
工 期	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日	
請 負 代 金 額			
前 払 金 額			
部 分 払 金 額			
譲 渡 債 権 金 額			
債 権 譲 渡 先			

のため、先に締結した建設工事請負契約書の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

印

建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾) 書

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

年 月 日

富士市長

印

備考 変更契約により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

工 程 表

1 工 事 名

2 工 事 箇 所 富士市

3 工 期 着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通 計 歩 合	%												

上記のとおり施工したいので工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

工 事 工 程 月 報

1 工 事 名
 2 工 事 箇 所 富士市
 3 工 期 着 手 年 月 日
 完 成 年 月 日
 4 請負代金額 円（ 年 月末現在）

工 種	設計 数量	月									工事進捗よ度			摘 要 (工事進捗停滞 理由等を記入)
		月			月			月			前月 まで	本月	累計	
		10	20	30	10	20	30	10	20	30				
											%	%	%	

（上段へ計画、下段へ実績を記載）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

主任技術者等通知書

1 工 事 名

(年 月 日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事 種類	資 格 区 分	
				第7条第 2号	第15条第 2号
主任技術者				イ ロ ハ	
専任の主任技術者				イ ロ ハ	
監理技術者					イ ロ ハ
専任の監理技術者					イ ロ ハ
監理技術者補佐					
現場代理人					
専門技術者				イ ロ ハ	
営業所の専任の技術者				イ ロ ハ	イ ロ ハ

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

工 事 記 録 簿

工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
着 手 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日

年 月 日	天 候	記 録	摘 要

備考

- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
- 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

材 料 検 査 簿

工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
着 手 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日

品 種	規 格	設 計 数 量	単 位	検 査 年 月 日	検 査 数 量	合 格 数 量	不 合 格 数 量	累 計 合 格 数 量	確 認

工期延長請求書

1 工事名

2 工事箇所 富士市

3 請負代金額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 工期 着 年 月 日
完 年 月 日

6 変更完成期日 年 月 日

7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

変 更 工 程 表

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所 富士市
- 3 工 期 着 手 年 月 日
- 完 成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通 計 歩 合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

備考 変更した部分は、朱書きすること。

完 成 届 出 書

1 工 事 名

2 工 事 箇 所 富士市

3 請負代金額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 工	期	着	年	月	日
		完	年	月	日

6 完成年月日 年 月 日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

修補完了届出書

- 1 工事名
- 2 工事箇所 富士市
- 3 請負代金額 円
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工期 手 年 月 日
成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日
- 7 検査年月日 年 月 日
- 8 修補事項
- 9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

請 求 書

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、請負代金として（第 _____ 回部分払）（完成）

下記請求明細のとおり

上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
受注者 商 号
 氏 名

⑩

請 求 明 細

工 事 名	請 負 代 金 額 (A)	
	前 払 金 額 (B)	
	前 回 ま だ の 支 払 額 (前払金を含まない。)(C)	
工 事 箇 所	今 回 請 求 額	
富士市	支 払 残 額	

区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
出 来 形	年 月 日			
	パーセント (D)			
	金 額			
上記金額の9/10の額 (E)				
前払整理額 (B × D = F)				
差引額 (E - F = G)				
支 払 額 (G - C)				

備考 (E)、(G)の算出については、万円未満を切り捨て、(F)の算出については、万円未満を切り上げること。

前 払 金 請 求 書

金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、工事請負代金に対する前払金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

⑩

請 求 明 細

工 事 名	請 負 代 金 額	
	前 払 金 額	
工 事 箇 所		
富士市	支 払 残 額	

出来形確認請求書

1 工事名

2 工事箇所 富士市

3 請負代金額 円

4 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

5 出来形の内訳

工 事	単位	設計数量 (A)	出来高数量 (B)	出来高歩合 (B/A=C)	構成比率 (D)	通計出来高歩合 (C×D)
計						

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

受注者 商 号

氏 名

製造請負契約書

1 工事材料名

2 引渡し場所

3 引渡し期日 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

上記の材料の製造については、この契約書と添付の仕様書及び設計書に基づいて請負契約を締結し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 富士市長

印

住所
受注者 商号
氏名

印

完了届出書

- 1 工事材料名
- 2 引渡し場所 富士市
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 引渡し期日 年 月 日
- 5 請負代金額 円
- 6 完了年月日 年 月 日

上記のとおり製造を完了したので、届け出ます。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

監督員通知書

年 月 日

様

富士市長

下記のとおり監督職員を指定したので通知します。

記

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	
総 括 監 督 員	職 氏名
主 任 監 督 員	職 氏名
担 当 監 督 員	職 氏名

指 定 部 分 完 成 届 出 書

下記のとおり指定部分が完了したので、届け出ます。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 箇 所	富士市
指定部分に相応する請負代金額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日
指 定 部 分 引 渡 期 日	年 月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
受注者 商 号
氏 名

富士市建設工事執行規則の運用

昭和63年6月6日
令和4年4月1日改訂

1. 受注者の資格要件の特例（第5条）

第5条中「工事の性質」とは、工法、構造若しくは使用する工事材料または工事の施工上の特殊性をいう。

2. 建設工事請負契約約款の添付の省略（第11条）

請書により建設工事の請負契約を締結する場合は、建設工事請負契約約款の添付は要しないものとする。

3. 下請負人に関する通知の請求（第15条）

次のいずれかに該当するときは、受注者に対し下請負人に関する事項を通知させること。

- (1) 一括下請負人に付している疑いがあるとき。
- (2) 下請負人が工事の施工または管理について不相当であると認められるとき。
- (3) 上記各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

4. 工程表（第19条）

工程の管理は工程表により行うが、請負代金額500万円に満たない工事であって、市長が特に工程表による必要がないと認めるものについては、請負者または現場代理人と、打合わせに基づき工程を管理することが出来るものとする。

5. 工事工程月報（第19条）

工期が1ヶ月をこえる工事の進ちょく状況の把握は、工事工程月報により行うが、請負代金額500万円未満であって、市長が特に必要ないと認めるものについては、その提出を省略させることができるものとする。

6. 監督員の氏名等の通知（第20条）

監督員の氏名等の通知は書面により行うが、請負代金額500万円未満であって市長が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これにかえることができるものとする。

7. 現場の代理人等の通知（第21条）

現場代理人、主任技術者または監理技術者及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、請負代金額500万円未満であって市長が特に書面により通知させる必要がない

と認めるものについては、口頭で通知させることにより、これにかえることが出来るものとする。

8. 支払条件の明確化（第39条・第41条及び第44条）

請負代金の一部または全部の支払を翌年度以降の予算により行う工事については、その支払いの条件を入札執行通知書に記載して通知するとともに、請負契約の締結にあつては、契約書に明記すること。

9. 「著しく請負代金額を増加した場合」の定義（第42条）

「著しく請負代金額を増加した場合」とは、工期（当該増加にかかわる契約変更の工期を含む）の2分の1を経過する日以前において、1回の変更契約により、当初の請負代金額の10分の3を超える額を増加した場合をいう。